

**第一条** この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「委託者指図型投資信託」とは、信託財産を委託者の指図（政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。）に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（以下「特定資産」という。）に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをい

第五編	罰則（第二百二十八条—第二百五十二条）
第六編	没収に関する手続等の特例（第二百五十三条—第二百五十五条）
附則	
第一編	
目的	
總則	

第一編 第一章 第四節	美利堅合衆國（第二百九十九條）
第二編 第二章 第三節	百九十七条
第三編 第三章 第二節	監督（第二百十一条—第二百十九条）
第四編 第四章 第一節	業務の委託（第一百九十八条—第一百九十九条）
第五編 第五章 第一節	外國投資法人（第二百二十条—第二百二十三条）
第六編 第六章 第一節	雜則（第二百二十三条の二—第二百二十二条）

## 第一節 登錄（第一百八十七条—第一百九十二条）

5 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

6 この法律において「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

7 この法律において「受益証券」とは、投資信託に係る信託契約に基づく受益権を表示する証券であつて、委託者指図型投資信託にあつては委託者が、委託者非指図型投資信託にあつては受託者が、この法律の規定により発行するもの又はこれに類する外国投資信託に係る証券をいいう。

8 この法律において「公募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するもの（適格機関投資家私募等を除く。）をいう。

9 この法律において「適格機関投資家私募等」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、次に掲げる場合に該当するものをいいう。

一 適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をい

号、第二条第一項の規定により有価証券となる同項各号に掲げる権利を除く。第七条及び第四十八条において同じ。)に対する投資として運用すること(同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち政令で定めるものを行うことを含む。第七条及び第四十八条において同じ。)を目的とするものであつて、政令で定めるものをいう。

3　この法律において「投資信託」とは、委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。

4　この法律において「証券投資信託」とは、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五）

に基づかず主として特定資産に対する投資として運用（政令で定める者に運用に係る権限の一部を委託する場合における当該政令で定める者

う。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
二 特定投資家(金融商品取引法第二条第三十項に規定する特定投資家をいい、同法第三十四条の三第四項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)又は同法第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者の中内閣府令で定めた者を含み、同法第三十四条の二第五項又は第八項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定めた者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「一般投資家私募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、公募又は適格機関投資家私募等のいずれにも該当しないものをいう。  
この法律において「投資信託委託会社」とは、委託者指図型投資信託の委託者である金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除く。)をいう。第二百八条第二項第一号を除き、以下同じ。)をいう。  
この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。  
この法律において「登録投資法人」とは、第二百八十七条の登録を受けた投資法人をいう。  
この法律において「投資口」とは、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位をいう。  
この法律において「投資証券」とは、投資口を表示する証券をいう。  
この法律において「投資主」とは、投資法人の社員をいう。  
この法律において「新投資口予約権」とは、投資法人に対して行使することにより当該投資法人の発行する投資口の交付を受けることができる権利をいう。  
この法律において「新投資口予約権証券」とは、新投資口予約権を表示する証券をいう。  
この法律において「投資法人債」とは、この法律の規定により投資法人が行う割当てにより発生する当該投資法人を債務者とする金銭債権

である。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
二 特定投資家(金融商品取引法第二条第三十項に規定する特定投資家をいい、同法第三十四条の三第四項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)又は同法第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者の中内閣府令で定めた者を含み、同法第三十四条の二第五項又は第八項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定めた者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「資産運用会社」とは、投資法人債を表示する証券をいう。  
この法律において「資産運用会社」とは、投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者をいう。  
この法律において「資産保管会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う法人をいう。  
この法律において「一般事務受託者」とは、定める者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「一般投資家私募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、公募又は適格機関投資家私募等のいずれにも該当しないものをいう。  
この法律において「投資信託委託会社」とは、委託者指図型投資信託の委託者である金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除く。)をいう。第二百八条第二項第一号を除き、以下同じ。)をいう。  
この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団を除き、以下同じ。)をいう。  
この法律において「登録投資法人」とは、第二百八十七条の登録を受けた投資法人をいう。  
この法律において「投資口」とは、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位をいう。  
この法律において「投資証券」とは、投資口を表示する証券をいう。  
この法律において「投資主」とは、投資法人の社員をいう。  
この法律において「新投資口予約権」とは、投資法人に対して行使することにより当該投資法人の発行する投資口の交付を受けることができる権利をいう。  
この法律において「新投資口予約権証券」とは、新投資口予約権を表示する証券をいう。  
この法律において「投資法人債」とは、この法律の規定により投資法人が行う割当てにより発生する当該投資法人を債務者とする金銭債権

である。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
二 特定投資家(金融商品取引法第二条第三十項に規定する特定投資家をいい、同法第三十四条の三第四項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)又は同法第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者の中内閣府令で定めた者を含み、同法第三十四条の二第五項又は第八項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定めた者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「資産運用会社」とは、投資法人債を表示する証券をいう。  
この法律において「資産運用会社」とは、投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者をいう。  
この法律において「資産保管会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う法人をいう。  
この法律において「一般事務受託者」とは、定める者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「一般投資家私募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、公募又は適格機関投資家私募等のいずれにも該当しないものをいう。  
この法律において「投資信託委託会社」とは、委託者指図型投資信託の委託者である金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除く。)をいう。第二百八条第二項第一号を除き、以下同じ。)をいう。  
この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団を除き、以下同じ。)をいう。  
この法律において「登録投資法人」とは、第二百八十七条の登録を受けた投資法人をいう。  
この法律において「投資口」とは、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位をいう。  
この法律において「投資証券」とは、投資口を表示する証券をいう。  
この法律において「投資主」とは、投資法人の社員をいう。  
この法律において「新投資口予約権」とは、投資法人に対して行使することにより当該投資法人の発行する投資口の交付を受けることができる権利をいう。  
この法律において「新投資口予約権証券」とは、新投資口予約権を表示する証券をいう。  
この法律において「投資法人債」とは、この法律の規定により投資法人が行う割当てにより発生する当該投資法人を債務者とする金銭債権

である。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
二 特定投資家(金融商品取引法第二条第三十項に規定する特定投資家をいい、同法第三十四条の三第四項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)又は同法第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者の中内閣府令で定めた者を含み、同法第三十四条の二第五項又は第八項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定めた者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「資産運用会社」とは、投資法人債を表示する証券をいう。  
この法律において「資産運用会社」とは、投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者をいう。  
この法律において「資産保管会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う法人をいう。  
この法律において「一般事務受託者」とは、定める者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「一般投資家私募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、公募又は適格機関投資家私募(新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、第二条第九項第一号に掲げる場合に該当するもの)をいう。以下同じ。)、特定投資家私募(新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、第二条第九項第一号に掲げる場合に該当するもの)をいう。以下同じ。)  
この法律において「投資信託財産」という。この章において「投資信託財産」という。)を







が解約された場合又は投資信託契約に関する業務の引継ぎを受けた場合においては、その日から二週間以内に、その旨を公告しなければならない。

(公告の方法等)

投資信託委託会社(前条第三項の規定により公告をする投資信託委託会社であつた法人を含む。以下この条において同じ。)がこの法律の規定によりする公告は、当該投資信託委託会社における公告の方法(次に掲げる方法のいずれかに限り、公告の期間を含む。)により、しなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。)

会社法第九百四十条第一項(第二号及び第三号を除く。)及び第三項、第九百四十二条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一

条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五

条の規定は、外国法人である投資信託委託会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

第二十六 条 裁判所は、委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等の募集の取扱い(金

融商品取引法第二条第八項第九号に規定する有

価証券の募集の取扱いをいう。第百九十六条第

二項において同じ。)私募の取扱い(同号に規

定する有価証券の私募の取扱いをいう。)その他政令で定める行為をいう。以下同じ。)につ

き次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者(以下この条において「行為者」という。)に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一 当該行為者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反している場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

二 当該受益証券を発行する投資信託委託会社又は当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた

第二条第二項に規定する政令で定める者の運用の指図が著しく適正を欠き、かつ、現に投

資者の利益が著しく害されており、又は害さられることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があると認められることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があると認められるときには、あらかじめ、当該投資信託契約における委託者非指図型投資信託契約(以下この章において「投資信託約款」という。)の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 投資信託約款においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 受託者の商号又は名称

二 合同して運用する信託の元本の総額に関する事項

三 受益証券に関する事項

四 委託者及びその権利義務の承継に関する事項

五 受益証券の元本及び収益の管理及び運用に関する事項(投資の対象とする資産の種類を含む。)

六 投資信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項

七 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項

八 当該投資信託約款に基づく投資信託契約にて準用する。

第二十七 条から第四十六 条まで 削除

第二章 委託者非指図型投資信託(委託者非指図型投資信託の受託者等)

第四十七 条 委託者非指図型投資信託契約(以下この章において「投資信託契約」という。)は、信託会社等(信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関をいう。以下この章、第二百二十三条の三第四項及び第二百四十九条において同じ。)を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

二 信託業務を営む金融機関は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定にかかるわらず、委託者非指図型投資信託について、元本に損失を生じた場合にこれを補てんし、又はあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する契約を締結してはならない。

三 (有価証券投資を目的とする委託者非指図型投資信託の禁止)

第四十八 条 信託会社等は、委託者非指図型投資信託の信託財産(以下この章において「投資信託財産」という。)を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結してはならない。

(投資信託契約の締結)

第四十九 条 信託会社等は、投資信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該投資信託契約に係る委託者非指図型投資信託契約(以下この章において「投資信託約款」という。)の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 判所の管轄とする。

三 所在地又は第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

四 第二項各号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

五 判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。

六 前二項の事件は、当該行為者の主たる事務所の所在地又は第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

七 第一項及び第二項の規定による裁判には、理由を付さなければならぬ。

八 前三項に規定するものを除くほか、第一項及び第二項の裁判に関する手続については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)の定めるところによる。

九 第二十七 条から第四十六 条まで

第二章 委託者非指図型投資信託(委託者非指図型投資信託の受託者等)

第四十七 条 委託者非指図型投資信託契約(以下この章において「投資信託契約」という。)は、信託会社等(信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関をいう。以下この章、第二百二十三条の三第四項及び第二百四十九条において同じ。)を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

二 信託業務を営む金融機関は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定にかかるわらず、委託者非指図型投資信託について、元本に損失を生じた場合にこれを補てんし、又はあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する契約を締結してはならない。

三 (有価証券投資を目的とする委託者非指図型投資信託の禁止)

第四十八 条 信託会社等は、委託者非指図型投資信託の信託財産(以下この章において「投資信託財産」という。)を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結してはならない。

(受益証券)

第五十一条 委託者非指図型投資信託の受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

二 委託者非指図型投資信託の受益証券には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 受託者の商号又は名称

二 合同して運用する信託の元本の総額に関する事項

三 受益証券に関する事項

四 委託者の商号又は名称

五 受益証券の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

六 信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期

七 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

八 合同して運用する信託の元本の総額を増加させる投資信託財産の合同運用に関する事項

九 前号に規定する投資信託財産と他の信託財産との分別運用に関する事項

十 信託契約期間、その延長及び信託契約期間中の解約に関する事項

十一 信託の計算期間に関する事項

十二 信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期にに関する事項

十三 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

十四 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項

十五 受託者が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)及び所在の場所

十六 前号の場合における委託を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む)

十七 投資信託約款の変更に関する事項

十八 当該信託会社等における公告の方法

十九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

三 前項第十一号の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。

四 第二項各号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

五 委託者非指図型投資信託の受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

六 委託者非指図型投資信託の受益証券には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 受託者の商号又は名称

二 合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数

三 合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数

四 信託契約期間

五 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

六 信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期

七 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

八 合同して運用する信託の元本の総額を増加させるべき委託者非指図型投資信託の受益証券に掲げる事項

九 元本の総額の限度額

一〇 受託者が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)及び所在の場所

一一 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

一二 前号の場合における委託に係る費用

一三 第六条第二項の規定は委託者非指図型投資信託の受益権の譲渡及び行使について、同条第四項及び第五項の規定は委託者非指図型投資信託の受益証券について、それぞれ準用する。

一四 委託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項

一五 受託者が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)及び所在の場所

一六 前号の場合における委託に係る費用

一七 投資信託約款の変更に関する事項

一八 当該信託会社等における公告の方法

一九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項







六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、投資法人の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 第三節 投資口及び投資証券

（発行する投資口）

第七十六条 投資法人が発行する投資口は、無額面とする。

2 会社法第一百三十三条第二項及び第四項の規定は、発行可能投資口総口数について準用する。この場合において、同項中「第二百三十六条第一項第四号」とあるのは、「投資法人法第八十八条の二第三号」と、「第二百八十二条第一項」とあるのは、「投資法人法第八十八条第一項第四号」とあるのは、「投資法人法第八十八条有する自己の株式をいう。以下同じ。」を除く。（投資主の責任及び権利等）

投資主の責任は、その有する投資口の引受け額を限度とする。

2 投資主は、その有する投資口につき次に掲げる権利を有する。この法律の規定により認められた金銭の分配を受ける権利

3 投資主総会における議決権

4 会社法第一百六条及び第二項並びに第八百五十三条第一項第一号及び第二号に掲げる権利の全部若しくは一部を与えない旨の規約の定めは、その効力を有しない。

4 会社法第一百六条及び第二項の規定は、投資口について準用する。この場合において、同項中「内容及び数」とあるのは、「口数」

と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資主の権利の行使に関する利益の供与）

第七十七条の二 投資法人は、何人に対しても、

投資主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与（当該投資法人又はその子法人（投資法人が他の投資法人の発行済投資口（投資法人が発行している投資口をいう。以下同じ。）の過半数及び第三号を除く。）の規定は、設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。）

（投資口を有する場合における当該他の投資法人をいう。以下同じ。）の計算においてするも

の投資口を有する場合における当該他の投資法

人をいう。以下同じ。）を以て

はならない。

投資法人が特定の投資主に対して無償で財産

上の利益の供与をしたときは、当該投資法人は、投資主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定する。投資法人が特定の投資主に対して有償で財産上の利益の供与をした場合において、当該投資法人又はその子法人の受けた利益が当該財産上の利益に比して著しく少ないととも、同様とする。

投資法人が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与を受けた者は、これを当該投資法人又はその子法人に返還しなければならない。この場合において、当該利益の供与を受けた者は、当該投資法人又はその子法人に対して当該利益と引換えて給付をしたものがあるときは、その返還を受けることができる。

投資法人が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該投資法人又はその子法人に対して当該利益と引換えて給付をしたものがあるときは、その返還を受けることができる。

投資法人は、一定の日（以下この項及び次項において「基準日」という。）を定めて、基準日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主をその権利行使することができる。

2 投資法人は、前号の投資主の有する投資口の口数を記載し、又は記録しなければならない。

（投資口の譲渡）

第七十七条の三 投資法人は、投資主名簿を作成し、これに次に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を記載し、又は記録しなければならない。

一 投資主の氏名又は名称及び住所

二 前号の投資主の有する投資口の口数

三 第一号の投資主が投資口を取得した日

四 第二号の投資口（投資証券が発行されているものに限る。）に係る投資証券の番号

いて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資主名簿等）

第七十七条の三 投資法人は、投資主名簿を作成し、これに次に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を記載し、又は記録しなければならない。

一 投資主の氏名又は名称及び住所

二 前号の投資主の有する投資口の口数

三 第一号の投資主が投資口を取得した日

四 第二号の投資口（投資証券が発行されているものに限る。）に係る投資証券の番号

えて、公告すべき事項を投資主及び登録投資口質権者に通知することができる。

（投資口の譲渡）

第七十八条 投資主は、その有する投資口を譲渡することができる。

投資法人は、投資口の譲渡について、役員会の承認を必要とすることその他の制限を設けることができない。

投資口の譲渡は、当該投資口に係る投資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

投資証券の発行前にした投資口の譲渡は、投資法人に対し、その効力を生じない。

（投資口の譲渡の対抗要件等）

投資法人は、一定の日（以下この項及び次項において「基準日」という。）を定めて、基準日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主をその権利行使することができる。

2 投資法人の占有者は、当該投資証券に係る投資口の譲渡は、その投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、投資法人に对抗することができない。

投資証券の占有者は、当該投資証券に係る投資口についての権利を適法に有するものと推定する。

投資法人に対し、その効力を生じない。

（投資口の譲渡）

第七十九条 投資口の譲渡は、その投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、投資法人に对抗する。



二 募集投資口の払込金額（募集投資口一口と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この条において同じ。）又はその算定方法

三 募集投資口と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間

前項の規定にかかわらず、第八十六条第一項に規定する投資法人の執行役員は、発行期間を定め、その発行期間内における募集投資口を引き受け者の募集について、役員会の承認を一括して求めることができる。

前項の場合には、同項の執行役員は、発行期間のほか次に掲げる事項について定め、役員会の承認を受けなければならない。

当該発行期間内に発行する投資口の総口数の上限

当該発行期間内における募集ごとの募集投資口の払込金額及び募集投資口と引換えにする金銭の払込みの期日を定める方法

第二項の場合には、当該投資法人は、前項第二号に掲げる方法により確定した同号の募集ごとの払込金額を公示しなければならない。この場合において、公示の方法その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

第一項各号に掲げる事項（第二項の場合については、第三項の発行期間及び同項各号に掲げる事項。次条第一項第六号において「募集事項」という。）は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

前項の場合において、募集投資口の払込金額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額としなければならない。

投資法人がその成立後に投資口を発行したときは、当該投資口の払込金額の総額を出資総額に組み入れなければならない。

（募集投資口の申込み等）

第八十三条 投資法人は、前条第一項の募集に応じて募集投資口の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 第六十七条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第十三号までに掲げる事項

二 第七十一条第一項第三号、第五号及び第九号に掲げる事項

一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容

資産運用会社の名称及びその資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約の概要並びにその者に委託する事務の内容

五 資産保管会社の名称

六 募集事項

2 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前条第一項の募集に応じて募集投資口の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を投資法人に交付しなければならない。

4 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所  
二 引き受けようとする募集投資口の口数

5 一 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、投資法人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

6 一 第一項の規定は、投資法人が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十九項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集投資口の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

二 投資法人は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第三項の申込みをした者（次項において「申込者」という。）に通知しなければならない。

7 一 投資法人が申込者に対してする通知又は催告は、第三項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該投資法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあって発すれば足りる。

二 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

8 一 会社法第二百四条第一項及び第三項、第二百五条第一項並びに第二百六条の規定は、募集投資口について準用する。この場合において、同法第二百四条第一項中「前条第二項第二号」とあるのは、「投資法人法第八十三条第三項第二号」と、同条第三項中「第一百九十九条第一項第二号」の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日」とあるのは、「投資法人法第八十二条第一項第三号の期日（司号の期間

を定めた場合にあつてはその期間の初日、同条第二項の場合にあつては同条第三項第二号に掲げる方法により確定した同号の期日」と、同法第二百五条第一項中「前二条」とあるのは「投資法人法第八十三条第一項から第八項まで並びに同条第九項において準用する前条第一項及び第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
  
(公社法の準用)

3 会社法第八百二十九条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第二項、第八百三十六条から第八百三十八条まで、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号本に係る部分に限る。）の規定は、投資法人の成立後ににおける投資口の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、第一項において準用する同法第一百十二条第一項（第二号を除く。）及び第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資証券の発行等）

第五条 投資法人は、投資口を発行した日以後遅滞なく、当該投資口に係る投資証券を発行しなければならない。

2 投資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、執行役員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 投資法人の商号

二 当該投資証券に係る投資口の口数

3 会社法第二百十七条の規定は投資法人（規約によつて次条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。）の投資証券について、同法第二百九十五条の規定は投資証券について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資証券の不発行）

**第八十六条** 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨の規約の定めがある投資法人は、前条第一項の規定にかかわらず、規約によつて、投資主の請求があるまで投資証券を発行しない旨を定めることができる。この場合においては、第七十条の二第一項又は第八十二条第一項の募集に応じて設立時募集投資口又は募集投資口の引受けの申込みをしようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

2 前項前段の場合において、既に発行された投資証券を有する投資主は、当該投資証券を投資

法人に提出して、その所持を希望しない旨を申し出ることができる。この場合においては、当該投資法人に提出された当該投資証券は、無効とする。

3 第一項前段の規定による定めをした投資法人は、投資主の請求により投資証券を発行したときは、その旨を、前項前段の規定による申出を受けたときは当該投資証券が返還された旨を、それぞれ投資主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

4 前項の投資法人が規約を変更して投資口の払戻しに応じないこととするときは、規約を変更して同項の定めを廃止し、遅滞なく、未発行の投資証券を発行しなければならない。  
(投資証券の提出に関する公告等)

第八十七条 投資法人が次に掲げる行為をする場合には、当該行為の効力が生ずる日までに当該投資法人に対し全部の投資口に係る投資証券を提出しなければならない旨を当該日の一月前までに、公告し、かつ、すべての投資主及びその登録投資口質権者には、各別にこれを通知しなければならない。ただし、投資口の全部について投資証券を発行していない場合は、この限りでない。

一 投資口の併合  
二 合併(合併により当該投資法人が消滅する場合に限る)

2 会社法第二百十九条第二項(第一号及び第四号に係る部分に限る)及び第三項並びに第二百二十条の規定は、投資証券について準用する。この場合において、同法第二百十九条第二項第一号中「前項第一号から第四号まで」とあるのは、「投資法人法第八十七条第一項第一号」と同一の事由をもつてイの事由とするときは、その旨及びその他の事由

二 予約権の内容

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

三 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

四 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

五 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

六 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

七 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

三 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

四 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

五 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

六 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

七 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

三 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

四 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

五 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

六 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

七 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

三 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

四 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

五 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

六 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

三 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

四 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

五 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

三 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

四 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

五 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

三 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

四 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

三 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

四 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

五 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

三 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

四 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

五 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

二 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

三 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

四 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

五 会社法第二百五十二条第一項に規定する場合にあっては、その旨

第八十八条 投資法人が投資口の分割又は投資口の併合することにより投資口の口数に一口以上(に満たない端数の処理)

二 イの新投資口予約権を取得するとの引換えに当該新投資口予約権の新投資口予約権者に対して交付する金額の額又はその算定方法

二 イの新投資口予約権の有する新投資口予約権の内容及び数

二 イの新投資口予約権者が新投資口予約権を取得した日

二 イの新投資口予約権が新投資口予約権について、適用しない。

二 イの新投資口予約権について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定め

二 口の新投資口予約権が証券発行新投資口に交付する投資口の口数に一口に満たない場合にあつては、「これを取り捨てるものとする。」に相当する口数の投資口を、公正な金額による売却を実現するために適当な方法として内閣府令で定めるものにより売却し、かつ、その端数に応じてその売却により得られた代金を投資主に交付しなければならない。

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

五百二十九条第一項及び第四項、第二百六十九条第一項、第二百六十八条规定（第三項を除く。）、第二百六十九条、第二百七十二条並びに第二百七十二条第一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項（第二号を除く。）の規定は、新投資口予約権の質入れについて準用する。この場合において、同条第一項中「金銭等」とあり、同条第二項中「金銭等（金銭に限る。）」とあり、及び同条第三項中「金銭等に相当する金額」とあるのは「金銭」と、同項第三号中「第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社」とあるのは「投資法人法第百四十七条第一項第一号に規定する吸収合併存続法人」と、「第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社」とあるのは「投資法人法第百四十八条第一項第一号に規定する新設合併設立法人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取得する日の決定）

**第八十八条の九 取得条項付新投資口予約権（第八十八条の二第四号イに掲げる事項についての定めがある新投資口予約権をいう。以下この節において同じ。）の内容として同号ロに掲げる事項についての定めがある場合には、投資法人は、同号ロの日を役員会の決議によつて定めなければならない。ただし、当該取得条項付新投資口予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。**

2 第八十八条の二（第四号ロの日を定めたときは、投資法人は、取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、次条第一項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者）及びその登録新投資口予約権質権者（前条第五項において準用する会社法第二百六十九条第一項各号に掲げる事項が投資口予約権原簿に記載され、又は記録された質権者をいう。以下同じ。）に対し、当該日の二週間前までに、当該日を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

（取得する新投資口予約権の決定等）

**第八十八条の十 投資法人は、新投資口予約権の内容として第八十八条の二第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合において、取得条項付新投資口予約権を取得しようとするとき**

は、その取得する取得条項付新投資口予約権を決定しなければならない。

2 前項の取得条項付新投資口予約権は、役員会の決議によつて定めなければならない。ただし、当該取得条項付新投資口予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による決定をしたときは、投資法人は、同項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者に対し、直ちに、当該取得条項付新投資口予約権を取得する旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。  
(効力の発生等)

**第八十八条の十一** 投資法人は、第八十八条の二第四号の事由が生じた日(同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、第一号に掲げる日又は第二号に掲げる日のいずれか遅い日)に、取得条項付新投資口予約権(同条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定したもの)を取得する。

一 第八十八条の二第四号イの事由が生じた日二 前条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日から二週間を経過した日

投資法人は、第八十八条の二第四号イの事由が生じた後、遅滞なく、取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者(同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者)に対し、当該事由が生じた旨を通知しなければならない。ただし、第八十八条の九第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をしたときは、この限りでない。

3 前項本文の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

2 (新投資口予約権の消却)

**第八十八条の十四** 投資法人は、新投資口予約権無償割当て（新投資口予約権無償割当てに関する事項の決定）無償割当てをしようとするときは、その都度、（次に掲げる事項を定めなければならぬ。）をることができる。

一 投資主に割り当てる新投資口予約権の内容及び数又はその算定方法

二 当該新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日

2 前項第一号に掲げる事項についての定めは、当該投資法人以外の投資主の有する投資口の口数に応じて同号の新投資口予約権を割り当てるることを内容とするものでなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項の決定は、役員会の決議によらなければならぬ。

（新投資口予約権無償割当ての効力の発生等）

**第八十八条の十五** 前条第一項第一号の新投資口予約権の割当てを受けた投資主は、同項第二号の日に、同項第一号の新投資口予約権の新投資口予約権者となる。

2 投資法人は、前条第一項第二号の日後遅滞なく、投資主及びその登録投資口質権者に対し、当該投資主が割当てを受けた新投資口予約権の内容及び数を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知がされた場合において、前条第一項第一号の新投資口予約権についての第八十八条の二第三号の期間の末日が当該通知の日から二週間を経過する日前に到来するときは、同号の期間は、当該通知の日から二週間に経過する日まで延長されたものとみなす。（新投資口予約権の行使）

**第八十八条の十六** 新投資口予約権の行使は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 その行使に係る新投資口予約権の内容及び数

2 証券発行新投資口予約権を行使する日

3 証券が発行されていないときは、この限りでない。  
（新投資口予約権の行使に際しての払込み等）

**第八十八条の十七** 新投資口予約権者は、前条第一項第二号の日に、投資法人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、その行使に係る新投資口予約権についての第八十八条の二第二号の金銭の額の全額を払い込まなければならぬ。

2 新投資口予約権者は、前項の規定による払込みをする債務と投資法人に対する債権とを相殺することができない。

3 会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）及び第二百八十六条の三の二の規定は、新投資口予約権者又は執行役員の責任について適用する。この場合において、同法第二百八十六条の二第一項第二号中「第二百八十八条第一項又は第二項後段」とあるのは、「投資法人法第八十八条の十七第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十五条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項において準用する同法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
（投資主となる時期等）

**第八十八条の十八** 新投資口予約権を使用した新投資口予約権者は、当該新投資口予約権を使用した日に、当該新投資口予約権の目的である投資口の投資主となる。

2 新投資口予約権を使用した新投資口予約権者が、あつて前条第三項において準用する会社法第二百八十六条の二第一項第二号に掲げる者に該当するものは、同号に定める支払又は前条第三項において準用する同法第二百八十六条の三第一項の規定による支払がされた後でなければ、同号の払込みが仮装された新投資口予約権の目







2	前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、投資法人に對し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。
3	会社法第八百五十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第八百五十五条、第八百五十六条及び第九百三十七条第一項（第一号又に係る部分に限る。）の規定は、役員の解任の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
3	（役員会等による会計監査人の解任） 第一百五十五条 役員会又は清算人会は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。 二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないととき。 前項の規定による解任は、役員会又は清算人会の構成員の全員の同意によつて行わなければならぬ。
3	（役員の解任の投資主総会の決議） 第一百六条 第九十三条の二第一項の規定にかかるわらず、役員を解任する投資主総会の決議は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上に当たる多数）をもつて行なう。
3	（会計監査人の選任等についての意見の陳述） 第一百七条 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、投資主総会に出席して意見を述べることができる。
3	（会計監査人の選任等についての意見の陳述） 第一百七条 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、投資主総会に出席して意見を述べることができる。
3	（会計監査人の選任等についての意見の陳述） 第一百七条 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、投資主総会に出席して意見を述べることができる。

4	（職務） 第一百零九条 執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表する。
3	（職務） 第一百一十条 投資法人の業務の執行に關し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、発行済投資口の百分の三（これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の投資口を有する投資主は、当該投資法人の業務及び財産の状況を調査させたため、内閣総理大臣に對し、検査役の選任の申立てをすることができる。
3	（業務の執行に関する検査役の選任） 第一百十一条 投資法人の業務の執行に關し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、発行済投資口の百分の三（これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の投資口を有する投資主は、当該投資法人の業務及び財産の状況を調査させたため、内閣総理大臣に對し、検査役の選任の申立てをすることができる。
4	（第四款 執行役員） 第一百一十二条 執行役員は、その職務を行つた場合は、執行役員が二人以上の場合は各執行役員が招集する。ただし、執行役員が二人以上の場合において、役員会を招集する執行役員としての権利義務を有する。
3	（第五款 監督役員） 第一百一十三条 役員会は、執行役員が一人の場合は執行役員について、同法第三百五十二条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百六十九条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条（第一号又に係る部分に限る。）の規定は、監督役員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5	（第六款 役員会） 第一百四十九条 第三百四十九条第四項及び第五項、第一項並びに第三百五十九条第二項及び第四項から第七項まで並びに第三百五十九条の規定は、前項の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について準用する。この場合において、同法第三百五十八条第二項、第五項及び第六項並びに第三百五十九条第一項及び第二項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
3	（第五款 監督役員） 第一百一十四条 役員会は、この法律及び規約に定める権限を行つほか、執行役員の職務の執行を監督する。
2	（第五款 監督役員） 第一百一十五条 役員会は、執行役員が次のいずれかに該当するときは、その執行役員を解任することができる。
3	（役員会の権限等） 第一百一十六条 監督役員は、いつでも、執行役員、一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社に対し投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

3	（第六款 役員会） 第一百一十七条 執行役員の報酬は、規約にその額を定めていなければ、第六十七条第一項第十二号の基準に従い、役員会がその額を決定する。
3	（第六款 役員会） 第一百一十八条 执行役員は、三月に一回以上、自己的職務の執行の状況を役員会に報告しなければならないときは、第六十七条第一項第十二号の基準に従い、役員会がその額を決定する。
3	（第六款 役員会） 第一百一十九条 第一百五十四条並びに会社法第三百五十五条、第三百八十一條第三項及び第四項、第三百八十四条、第三百八十五條並びに第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、監督役員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
3	（第六款 役員会） 第一百二十条 役員が欠けた場合には、新規約で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
3	（第六款 役員会） 第一百二十二条 役員会は、すべての執行役員及び監督役員で構成する。

る会社法第三百二十九条第三項の規定により補欠の執行役員が選任されている場合は、この限りでない。

前項本文の場合において、監督役員は、その全員の同意によつて執行役員の選任に関する議案を作成し、これを同項本文の投資主総会に提出しなければならない。

5 第二項の規定により執行役員を解任したときは、監督役員がその過半数をもつて選定した監督役員は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される投資主総会に報告しなければならない。

6 第二項の規定により執行役員を解任された者は、前項の投資主総会に出席して、解任についての意見を述べることができる。

7 前項の投資主総会を招集する者は、同項の者に対し、当該投資主総会を招集する旨及び第九十条の二第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

(会社法の準用等)

第一百五十三条 会社法第三百六十八条及び第三百六十九条の規定は役員会について、同法第三百七十二条（第三項を除く。）の規定は投資法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百六十九条第一項中「取締役」のとあるのは「構成員」と、同条第二項中「取締役」とあり、及び同条第三項中「取締役及び監査役」とあるのは「執行役員及び監督役員」と、同条第五項中「取締役」とあるのは「執行役員及び監督役員」と、同法第三百七十二条第一項中「株式会社の営業時間内は、いつでも」とあるのは「内閣総理大臣の許可を得て」と、同条第四項及び第六項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項において読み替えて準用する会社法第三百七十二条第二項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申立てについての処分をする場合には、当該申立てに係る投資法人の陳述を聽かなければならぬ。

(会計監査人の権限等) 第七款 会計監査人  
第一百五十四条 会計監査人は、第七節及び第十二節の定めるところにより、次に掲げる書類を監査する。この場合において、会計監査人は、その職務を行つて不正な行為又は清算執行人の職務の執行に関し不正な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監督役員又は清算監督人に報告しなければならない。

第一百五十五条 会計監査人は、第七節及び第十二節の定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

一 投資法人の計算書類（第一百二十九条第二項に規定する計算書類をいう。第一百五十五条の七第二項第一号ロにおいて同じ。）、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書

二 清算投資法人の財産目録等（第一百五十五条の第一項に規定する財産目録等をいう。）及び決算報告

3 会計監査人は、その職務を行うに當たつては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

4 第一百二条第三項第一号から第三号までに掲げる者

5 会計監査人は、その職務を行つては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

6 会計監査人は、その職務を行つては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

7 会計監査人は、その職務を行つては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

(投資主総会における会計監査人の意見の陳述)  
第一百五十五条の四 投資主総会において会計監査人の意見の陳述

会計監査人が監査法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員。以下この条において同じ。の出席を求める決議があつたときは、会計監査人は、投資主総会に出席して意見を述べなければならない。

(会計監査人の報酬)

第一百五十五条の五 会計監査人の報酬は、規約にそ

の額を定めていないときは、第六十七条第一項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬を定める場合には、役員会又は清算人会がその額を決定する。

2 執行役員又は清算執行人は、第八条第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬を定める場合には、役員会又は清算人会の承認を受けなければならない。

3 執行役員又は清算執行人は、第八条第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬を定める場合には、役員会又は清算人会の承認を受けなければならない。

4 第八款 役員等の損害賠償責任

(役員等の投資法人に対する損害賠償責任)

5 第一百五十五条の六 執行役員、監督役員又は会計監査人（以下この節において「役員等」という。）は、その任務を怠つたときは、投資法人に対して、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

6 第五百項の規定は、規約を変更して前項の規定による規約の定めに基づく責任の免除（執行役員の責任の免除に限る。）に関する議案を役員会に提出する場合及び同項の規定による規約の定めに基づく責任の免除（執行役員の責任の免除に限る。）に関する議案を役員会に提出する場合について準用する。

7 第七項の規定による規約の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の役員会の決議を行つたときは、執行役員は、遅滞なく、第四項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、又は投資主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一月を下ることができない。

8 第五項の規定は、規約を変更して前項の規定による規約の定め（執行役員の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を投資主総会に提出する場合及び同項の規定による規約の定めに基づく責任の免除（執行役員の責任の免除に限る。）に関する議案を役員会に提出する場合について準用する。

9 第七項の規定による規約の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の役員会の決議を行つたときは、執行役員は、遅滞なく、第四項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、又は投資主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一月を下ることができない。

10 発行済投資口（前項の責任を負う役員等の有する投資口を除く。）の百分の三（これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の投資口を有する投資主が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、投資法人は、第七項の規定による規約の定めに基づく免除をしてはならない。

11 第六項の規定は、第七項の規定による規約の期間内に同項の異議を述べたときは、投資法人は、第七項の規定による規約の定めに基づく免除をしてはならない。

12 会社法第四百二十七条（第三項を除く。）の規定は、会計監査人の第一項の責任について準用する。この場合において、同条第一項中「第四百二十四条」とあるのは「投資法人法第百五十六条の六第二項」と、「最低責任限度額」とあるのは「同条第三項の乗じて得た額」と、同条

6 第三項の決議があつた場合において、投資法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の内閣府令で定める財産上の利益を与えるときは、投資主総会の承認を受けなければならない。

7 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の規定について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、第三項の規定により免除することができる額を限度として役員会の決議によつて免除することができる旨を規約で定めることができる。

8 第五項の規定は、規約を変更して前項の規定による規約の定め（執行役員の責任を免除することができる旨の定めに限る。）に関する議案を役員会に提出する場合及び同項の規定による規約の定めに基づく責任の免除（執行役員の責任の免除に限る。）に関する議案を役員会に提出する場合について準用する。

9 第七項の規定による規約の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の役員会の決議を行つたときは、執行役員は、遅滞なく、第四項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、又は投資主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一月を下ることができない。

10 発行済投資口（前項の責任を負う役員等の有する投資口を除く。）の百分の三（これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の投資口を有する投資主が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、投資法人は、第七項の規定による規約の定めに基づく免除をしてはならない。

11 第六項の規定は、第七項の規定による規約の期間内に同項の異議を述べたときは、投資法人は、第七項の規定による規約の定めに基づく免除をしてはならない。

12 会社法第四百二十七条（第三項を除く。）の規定は、会計監査人の第一項の責任について準用する。この場合において、同条第一項中「第四百二十四条」とあるのは「投資法人法第百五十六条の六第二項」と、「最低責任限度額」とあるのは「同条第三項の乗じて得た額」と、同条



五十一条第四項中「第五十五条、第一百一条の二第一項、第二百三十三条第三項、第二百二十条第五項、第二百三十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「投資法人法第百五十九条第三項において準用する投資法人法第百五十五条の六第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第一百二十条から第二百二十三条まで 削除**

**（松戻請求） 第六節 投資口の払戻し**

**第一百二十四条** 第八十六条第一項に規定する投資法人は、次に掲げる場合を除き、投資主の請求により投資口の払戻しをしなければならない。  
一 第七十七条の三第二項に規定する基準日から投資主又は質権者として権利を行使することができる日までの間に請求があつたとき。  
二 解散したとき。  
三 純資産の額が基準純資産額（最低純資産額に五千万円以上で政令で定める額を加えた額をいう。次節第四款及び第二百五十五条第一項において同じ。）を下回ったとき。  
四 規約で定めた事由に該当するとき。  
五 その他法令に基づいてする処分により、払戻しを停止しなければならないとき、又は停止することができるとき。  
六 前項の請求は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。  
一 払戻しを請求しようとする投資口の口数  
二 請求の日

**第一百二十五条** 投資法人が投資口の払戻しをするときは、当該投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額によらなければならぬ。ただし、当該投資証券が発行されていないときは、この限りでない。

**（払戻し）**

投資法人は、投資口の払戻しをしたときは、内閣府令で定めるところにより、投資主名簿に照らし公正な金額によらなければならぬ。  
投資口の払戻しは、払戻金額の支払の時に、その効力を生ずる。

総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならない。  
**(払戻金額の公示)**

**第一百二十六条** 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、その投資口の払戻金額をあらかじめ公示することができます。この場合においては、当該公示した金額をもつて投資口の払戻しをしなければならない。

**(違法な払戻しに関する責任)**

**第一百二十六条の二** 第百二十四条第一項第三号に掲げる場合において、投資法人が投資口の払戻しをしたときは、当該払戻しにより金銭の交付を受けた者及び当該払戻しに関する職務を行つた業務執行者(執行役員その他当該執行役員の行為の業務の執行に職務上関与した者として内閣府令で定めるもの)は、以下この条及び次条第一項において同じ。は、当該投資法人に対する職務を行つたとき、同項の義務を負わない。

**2** 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、そ連帶して、当該金銭の交付を受けた者が交付を受けた金銭の額に相当する金銭を支払う義務を負う。

**3** 第一項の規定により業務執行者の負う義務は、総投資主の同意がなければ、免除することができない。

**(投資主に対する求償権の制限等)**

**第一百二十六条の三** 前条第一項に規定する場合において、当該場合に該当することにつき善意の投資主は、当該投資主が交付を受けた金銭について、同項の金銭を支払つた業務執行者からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

**2** 前条第一項に規定する場合には、投資法人の債権者は、同項の規定により義務を負う投資主に対し、その交付を受けた金銭の額に相当する金銭を投資法人に支払わせることができる。

**3** 前項の規定により同項の金銭を投資法人に支払つた者については、投資口の払戻しを受けた時点にさかのぼつてなお投資主であるもののみなす。

**(違法に払戻しを受けた者の責任)**

**第一百二十七条** 不公正な金額で投資口の払戻しを受けた者のうち悪意のものは、投資法人に対し、公正な金額との差額に相当する金銭を支払う義務を負う。

の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十条第四項、第八百五十二条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、前項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 第七節 計算等

#### 第二款 会計帳簿等

##### 第一目 会計帳簿

(会計帳簿の作成及び保存)

**第一百二十八条の二** 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 投資法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

**第一百二十八条の三** 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

2 会社法第四百三十三条第二項(第三号を除く。)の規定は前項の請求について、同条第三項及び第四項の規定は親法人の投資主について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「投資法人法第二百二十八条の三第一項各号」と、同条第四項中「第二項各号」とあるのは「第二項第一号、第二号、第四号又は第五号」と読み替えるものとする。

(会計帳簿の提出命令)

(計算書類等の作成等)

**第二百二十九条** 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、各営業期間（ある決算期の直前の決算期の翌日（これに当たる日がないときは、投資法人の成立の日）から当該決算期までの期間をいい。）に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他投資法人の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 投資法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査)

**第一百三十条** 前条第二項の計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書（資産運用報告及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

(計算書類等の承認等)

**第一百三十二条** 執行役員は、前条の監査を受けた計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を役員会に提出し、又は提供しなければならない。

1 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書は、役員会の承認を受けなければならない。

2 執行役員は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、その旨を投資主に通知しなければならない。

3 執行役員は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により前項の規定による通知をする場合には、政令で定めるところにより、投資主の承諾を得て、













四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第十二節 清算**

**第一款 通則**

(清算の開始原因)

五百五十九条の二 投資法人は、次に掲げる場合は、この節の定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合(第一百四十三条第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破产手続が終了していない場合を除く。)

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

(清算投資法人の能力)

五百五十条の三 前条の規定により清算をする投資法人(以下「清算投資法人」という。)は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。

(投資主総会以外の機関の設置)

五百五十九条の四 清算投資法人には、次に掲げる機関を置かなければならぬ。

一 一人又は二人以上の清算執行人

二 清算執行人の員数に一を加えた数以上の清算監督人

三 清算人会

四 会計監査人

2 第九十五条の規定は、清算投資法人については、適用しない。

(清算執行人等の就任)

五百五十九条 次に掲げる者は、清算投資法人の清算執行人となる。

一 執行役員(次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。)

二 規約で定める者

三 投資主総会の決議によつて選任された者となる。

一 監督役員(次号又は第三号に掲げる者がいる場合を除く。)

二 規約で定める者

三 投資主総会の決議によつて選任された者となる。

1 第一項の規定により清算執行人となる者がないとき、又は前項の規定により清算監督人となる者がないときは、特別清算が開始された場合を除き、内閣総理大臣は、利害関係人の申立て

により又は職権で、清算執行人又は清算監督人を選任する。

4 前三項の規定にかかわらず、特別清算が開始された場合を除き、第一百四十三条第六号に掲げる事由によつて解散した清算投資法人又は第五十条の二第二号に掲げる場合には該当することとなつた清算投資法人については、内閣総理大臣は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算執行人及び清算監督人を選任する。

5 第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別清算が開始された場合を除き、第一百四十三条第七号又は第八号に掲げる事由によつて解散した清算投資法人については、内閣総理大臣は、職権で、清算執行人及び清算監督人を選任する。

6 第九十七条の規定は清算執行人及び清算監督人について、第九十八条の規定は清算執行人について、第一百条の規定は清算監督人について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算執行人等の届出)

五百五十二条 清算執行人及び清算監督人(内閣総理大臣が選任した者並びに特別清算が開始された場合の清算執行人及び清算監督人を除く。)は、その就任の日から二週間以内に次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、その間に特別清算が開始された場合は、この限りでない。

一 解散の事由(第一百五十九条の二第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算投資法人にあつては、その旨)及びその年月日

(清算執行人等の解任等)

五百五十三条 内閣総理大臣は、特別清算が開始された場合を除き、重要な事由があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算執行人又は清算監督人を選任することができる。

2 第百八条第一項及び第二項並びに会社法第三百四十六条第三項及び第四百七十九条第一項の規定は、清算執行人又は清算監督人について準用する。この場合において、第一百八条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とある。

(清算監督人の職務)

2 第百五十四条の二 清算監督人は、清算執行人に対する支払う報酬の額を定めることができ。この場合において、第一百八条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とある。

3 第百五十四条の二 清算監督人は、清算執行人又は清算監督人に対する損害賠償責任を負う。

2 前項の責任は、総投資主の同意がなければ免除することができない。

(清算執行人等の第三者に対する損害賠償責任)

2 第百五十四条の五 清算執行人又は清算監督人は、その任務を怠つたときは、清算投資法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第百五十四条の四 清算執行人又は清算監督人は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算執行人又は清算監督人が、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

とあるのは「投資法人法第一百五十三条第二項において読み替えて準用する投資法人法第一百八条第二項」と、同法第四百七十九条第一項中「前条第二項から第四項までの規定により裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は裁判所」とあるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算執行人の職務)

2 第百五十三条の二 清算執行人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の分配

2 第百五十三条の三 清算執行人は、清算投資法人の業務を執行し、清算投資法人を代表する。

3 第百五十三条の三 清算執行人は、清算投資法人に会社法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十五条第三百六十条第一項並びに第四百八十四条の規定は清算執行人について、同法第三百五十二条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は清算執行人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算執行人等の届出)

五百五十二条 清算執行人及び清算監督人(内閣総理大臣が選任した者並びに特別清算が開始された場合の清算執行人及び清算監督人を除く。)は、その就任の日から二週間以内に次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、その間に特別清算が開始された場合は、この限りでない。

一 解散の事由(第一百五十九条の二第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算投資法人にあつては、その旨)及びその年月日

(清算執行人等の解任等)

五百五十三条 内閣総理大臣は、特別清算が開始された場合を除き、重要な事由があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算執行人又は清算監督人を選任することができる。

2 第百五十四条 清算執行人(内閣総理大臣又は裁判所が選任したもの)の報酬は、規約にその額を定めていない場合において規約にそなわる基準を定めているときは当該基準の支払に関する基準を定めているときは当該基準に従い清算人会の決議によつて、規約にその額及び当該基準を定めていないときは投資主総会の決議によつて、その額を決定する。

3 内閣総理大臣は、前項において読み替えて準用する会社法第三百七十二条第二項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申立てについての処分をする場合には、当該申立てに係る清算投資法人の陳述を聽かなければならぬ。

(清算執行人等の清算投資法人に対する損害賠償責任)

3 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、清算投資法人が当該清算執行人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

2 前項の責任は、総投資主の同意がなければ免除することができない。

(清算執行人等の第三者に対する損害賠償責任)

2 第百五十五条 第三百八十一條第三項及び第四百五十五条、第三百八十一條第三項中「前項」と、同法第三百四十六條第三項及び第四百七十九条第一項の規定は、清算執行人又は清算監督人について準用する。この場合において、第一百八条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とある。



**第二款 特別清算**

人は「とあるのは、「清算執行人は」と、「清算代理人」であるのは、「清算執行人代理」と、同法第五百三十条第一項中「清算人及び監査役並びに支配人その他の使用人」とあるのは、「清算監督人並びに一般事務受託者執行人及び清算監督人並びに一般事務受託者資産運用会社及び資産保管会社」と、同法第五百四十二条第一項中「設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三条第一項に規定する役員等又は清算人」と、同法第五百六十二条中「第四百九十二条第一項に規定する清算人」とあるのは、「設立時執行役員、設立時監督役員、投資法人法第一百五十五条の六第一項に規定する役員等、清算執行人又は清算監督役員」とあるのは、「清算執行人」と、「同項」とあるのは、「投資法人法第一百五十五条第一項」と、「同法第八百八十六条第一項中「第二編第九章第二節若しくはこの節」とあるのは、「投資法人法第三編第一章第十二節第二款」と、「同章第二節若しくは第二節若しくはこの節」とあるのは、「同節第一款若しくは第二款」と、「同法第八百九十六条第一項中「清算人」とあるのは、「清算執行人」と、「同法第九百三十八条第二項第一号中「第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項」とあるのは、「清算執行人」と、「同項第三号中「清算人又は代表清算人」とあるのは、「清算執行人又は代表清算人」と、「同項第三号中「清算人又は代表清算人の選任又は選定」とあるのは、「清算執行人又は清算監督人の選任」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。(投資法人に係る登記) 第一百六十五条 会社法第九百八条から第九百十一条までの規定は、投資法人の登記について準用する。この場合において、これらの規定中「この法律」とあるのは、「投資法人法」と読み替えるものとする。

の期間)前から引き続き有する投資主」と、同法第五百二十三条及び第五百二十六条第一項由

**（設立の登記）**  
**第一百六十六条** 投資法人の設立の登記は、その本

（除く。）をする方法をいう。以下この編において同じ。）についての規約の定めがあるときは、その定めは、その定め。

十六 前号の規約の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げた事項

イ 電子公告により公告すべき内容であるときは、報について不特定多数の者がその提供を豆するために必要な事項であつて会社法第百八十六条第三項第二十八号イに規定す

百十一条第三項第二十八号イに規定する旨のも

ロ 第百八十六条の二第二項後段の規定による規約の定めがあるときは、その定め

十七 第十五号の規約の定めがないときは、百八十六条の二第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる方法を公告方法とする旨（変更の登記等）

（変更の登記等）

第一百六十七条 投資法人において前条第二項各に掲げる事項に変更が生じたときは、その本店の所在地において、二週間以内に変更の登記をしなければならない。

会社法第九百六十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定は投資法人について、同法第九百六十七条（第一号に係る部分に限る。）の規定は執行役員又は監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百六十六条第一号中「第九百十一条第三項各号」とあるのは、「投資法人法第百六十六条第二項各号」と読み替えるものとする。

（解散の登記）

第一百六十八条 第百四十三条第一号から第三号までの規定により投資法人が解散したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての規約の定めがあるときは、そ



第十九条の三まで、第二十一条から第二十七条までの、第三十三条、第二十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条规定第一項及び第三項、第五十一条から第五十五条まで、第六十四条、第七十七条、第七十一条、第七十五条、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条から第一百四十八条までの規定は、投資法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中「第二十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十一条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十九条」とあるのは「第二十四条」と「並びに二条」とあるのは「第二十四条」と「並びに二条」とあるのは「及び」と、同法第四十六条第一項中「株主全員若しくは種類株主全員」とあるのは「投資主全員」とあるのは「投資主全員」と、「取締役若しくは清算人」とあるのは「執行役員若しくは清算执行人」と、同条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会、取締役会」とあるのは「投資主総会、役員会」と、同法第五十四条第一項中「取締役、代表取締役又は監査役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては監査役、代表取締役又は特別取締役（監査等委員会と、同条第二項中「会計監査人」と同条第二項第三号中「同法第三百三十七条第一項」とあるのは「執行役員又は代表執行役」とあるのは「執行役員又は監督役員」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「投資法人法第三百八条第三項」と、同法第六十四条中「株主名簿管理人」とあるのは「投資主名簿等管理人」、「投資法人法第一百六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人をいう。」と、「定款及びその者」とあるのは「その者」と、同法第七十条中「資本金の額」とあるのは「最低純資産額」と、「会社法第四百四十九条第二項」とあるのは「投資法人法第一百四十二条第二項」と、同法第五十七条第三項」とあるのは「投資法人法第五百七十七条第三項」である。

第一百五十九条第三項」と、「承認」とあるのは、同項の規定による投資主総会の承認」と、同法第八十二条第三項中「第八十条又は前条」とあるのは、「投資法人法第百七十四条又は第百七十五条」と、同法第百四十六条の二中「商業登記法記法」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号)」と、同法第八十一条第三項中「第八十条又は前条」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号)」と、同法第八十二条第三項中「第八十条又は前条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百七十八条から第一百八十二条まで 削除

第十四節 雜則

(内閣総理大臣による登記の報酬)

**第一百八十三条** 第百五十四条第二項の規定は、内閣総理大臣がこの法律又はこの法律において準用する会社法の規定により投資法人の検査役、仮執行役員等(執行役員、監督役員、清算執行役員又は清算監督人の職務を一時行うべき者をいう。次条第一項第二号において同じ。)又は監定人を選任した場合について準用する。

(内閣総理大臣による登記の嘱託)

**第一百八十四条** 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかの場合には、当該投資法人の本店の所在に拠点の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

一 第百五十三条第一項の規定により清算執行役員又は清算監督人を解任したとき。

二 仮執行役員等を選任したとき。

三 第百四十三条第七号又は第八号に掲げる事由により投資法人が解散したとき。

2 前項の規定により内閣総理大臣が登記を嘱託するときは、嘱託書に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行つたことを証する書面を添付しなければならない。

(民事訴訟法の準用)

**第一百八十五条** 民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)第三条の三第七号ハ及び第五条第八号ハの規定は、投資法人について準用する。この場合において、これらの規定中「発起人」とあるのは、「設立企画人」と読み替えるものとする。

(国税徴収法等の適用)

**第一百八十六条** 投資法人が解散した場合における国税徴収法(昭和三十四年法律第二百四十七号)

第一百七十八条から第一百八十二条まで 削除

〔承認〕（同条第四項に規定する場合にあつては、  
同項の規定による投資主総会の承認）と、同  
法第八十二条第三項中「第八十条又は前条」と  
あるのは、「投資法人法第百七十四条又は第百七  
十五条」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記  
記法（一）とあるのは、「投資信託及び投資法人に  
関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）  
第百七十七条において準用する商業登記法（一）  
と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは、「  
投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七  
条において準用する商業登記法第百四十五  
条」と読み替えるものとするほか、必要な技術  
的読替えは、政令で定める。

第三十四条第一項及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十一條の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「清算执行人」とあるのは、「清算执行人」とする。  
（公告）

第一百八十六条の二 投資法人は、公告方法とて、次に掲げる方法のいずれかを規約で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公生

及び第十五号に掲げる事項並びに本店の所在場所

二 執行役員、監督役員及び会計監査人の氏名  
又は名称及び住所

三 資産運用会社の名称及び住所

四 資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約の概要

五 資産保管会社の名称及び住所

六 投資法人の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め

七 その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、当該投資法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

前項第一号に掲げる事項が当該投資法人につ

第二章 投資法人の業務  
第一節 登録

第三十四条第一項及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十一条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「清算執行人」とあるのは、「清算執行人」とする。

（公告）

**第八十六条の二** 投資法人は、公告方法とて、次に掲げる方法のいずれかを規約で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公生すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この条において同じ。）

投資法人が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を規約で定める場合には、その規約には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

第一項の規定による定めがない投資法人の公告方法は、同項第一号に掲げる方法とする。

4 会社法第九百四十四条第一項（第二号を除く。）及び第三項、第九百四十二条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十五条の規定は、投資法人が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的の読替えは、政令で定める。

第一百八十五条 民事訴訟法（平成八年法律第百九十九号）

第三十四条第一項及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十一條の三第一項の規定については、これらの規定中「清算執行人」とあるのは、「清算執行人」とする。

（公告）

**第一百八十六条の二** 投資法人は、公告方法とし、次に掲げる方法のいずれかを規約で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この条において同じ。）

投資法人が前項第三号に掲げる方法を公告手法とする旨を規約で定める場合には、その規約には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

3 第一項の規定による定めがない投資法人の公告方法は、同項第一号に掲げる方法とする。

4 会社法第九百四十四条第一項（第二号を除く。及び第三項、第九百四十二条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十二条第一項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定）は、投資法人が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二	執行役員、監督役員及び会計監査人の氏名 又は名称及び住所
三	資産運用会社の名称及び住所
四	資産運用会社と締結した資産の運用に係る 委託契約の概要
五	資産保管会社の名称及び住所
六	投資法人の存続期間又は解散の事由につい ての規約の定めがあるときは、その定め
七	その他内閣府令で定める事項
一	前項の登録申請書には、当該投資法人に係る 次に掲げる書類を添付しなければならない。
二	前項第一号に掲げる事項が当該投資法人の 設立に当たり第六十九条第二項の規定により 提出された規約の記載と異なるときは、その 旨及びその理由を記載した書面
三	資産運用会社と締結した資産の運用に係る 委託契約書の写し
四	その他の内閣府令で定める書類
(登録の実施)	
第一百八十九条	内閣総理大臣は、前条の登録の申 請があつたときは、次条第一項の規定により登 録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項 を投資法人登録簿に登録しなければならない。 一 前条第一項各号に掲げる事項 二 登録年月日及び登録番号
二	内閣総理大臣は、前項の規定による登録をし たときは、遅滞なく、その旨を登録の申請をし た投資法人に通知しなければならない。 内閣総理大臣は、投資法人登録簿(公衆の縦 覧に供することにより個人の権利利益を害する おそれがあるものとして内閣府令で定める部分 を除く。)を公衆の縦覧に供しなければならな い。

二	執行役員、監督役員及び会計監査人の氏名 又は名称及び住所
三	資産運用会社の名称及び住所
四	資産運用会社と締結した資産の運用に係る 委託契約の概要
五	資産保管会社の名称及び住所
六	投資法人の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め
七	その他内閣府令で定める事項
二	前項の登録申請書には、当該投資法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 前項第一号に掲げる事項が当該投資法人の設立に当たり第六十九条第二項の規定により提出された規約の記載と異なるときは、その旨及びその理由を記載した書面
二	前項第二号に掲げる執行役員が第六十九条第一項の規定により届け出た設立時執行役員の候補者と異なるときは、その旨及びその理由を記載した書面
三	資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約書の写し
四	その他の内閣府令で定める書類 (登録の実施)
第一百八十九条	内閣総理大臣は、前条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を投資法人登録簿に登録しなければならない。 一 前条第一項各号に掲げる事項 二 登録年月日及び登録番号 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請をした投資法人に通知しなければならない。
三	内閣総理大臣は、投資法人登録簿(公衆の総覧に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。)を公衆の総覧に供しなければならない。
（登録の拒否）	



ただし、当該取得又は譲渡に先立つて当該鑑定評価を行わせている場合は、この限りでない。

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について前項に規定する特定資産以外の特定資産（指定資産を除く。）の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資法人、その資産運用会社（その利害関係人等を含む。）及びその資産保管会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他の内閣府令で定める事項の調査を行わせなければならない。ただし、当該行為に先立つて当該調査を行わせている場合は、この限りでない。

**(利害関係人等との取引の制限)**

**第二百一条の二** 資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との第百九十三条第一項第一号から第四号までに掲げる取引（当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものを除く。）が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、あらかじめ、当該登録投資法人の同意を得なければならぬ。

執行役員は、前項の同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければならない。

**(投資法人から委託された権限を再委託した場合の読み替え)**

**第二百二条** 資産運用会社が投資法人から委託された資産の運用に係る権限の全部又は一部を再委託した場合における第二百一条の規定の適用については、同条中「資産運用会社」とあるのは、「資産運用会社（当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の全部又は一部の再委託を受けた者を含む。）」とする。

（契約を締結している投資法人等に対する書面の交付）

**第二百三条** 資産運用会社は、その資産の運用を行なう投資法人に対し、三月に一回以上、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

（契約を締結している投資法人等に対する書面の交付）

**第二百四条** 資産運用会社（当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の全部又は一部の再委託を受けた者を含む。以下この条において同じ。）がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その資産運用会社は、当該投資法人に対する書面を交付した事実の有無を定める事項

**三 当該資産運用会社が自己の計算で行つた不動産の売買その他の政令で定める取引の有無**

（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産が含まれる場合に限る。）

**四 前号の場合において、取引を行つた事実があるときは、その売買の別その他の内閣府令で定める事項**

**五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項**

**2** 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他政令で定める者との間における特定資産（指定資産及び内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の売買その他の政令で定める取引が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）その他政令で定める者に交付しなければならない。

**3 第五条第二項の規定は、第一項の規定による書面の交付について準用する。**この場合において、同条第一項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人」と読み替えるものとする。

**4 第五条第二項の規定は、第二項の規定による書面の交付について準用する。**この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）」とする。

**(資産運用会社の責任)**

**第二百五条** 資産運用会社は、登録投資法人の同意を得なければ、当該登録投資法人と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができない。

執行役員は、前項の同意を与えるためには、投資主総会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合として内閣総理大臣の許可を得たときは、この限りでない。

**(投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約)**

**第二百六条** 登録投資法人は、投資主総会の決議を経なければ、資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができない。

登録投資法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかるらず、役員会の決議により資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができる。

一 資産運用会社が職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき。

**第二百七条** 投資法人は、資産運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約しなければならない。

一 金融商品取引業者（第百九十九条各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者）でなくなつたとき。

**三 信託会社等**

**2** 登録投資法人は、登録投資法人（同法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務を行う者に限る。）融商品取引業者（同法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務を行う者に限る。）の資産の保管に係る業務を委託しなければならない。

登録投資法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかるらず、役員会の決議により資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができる。

一 資産運用会社が職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき。

**第二百九条の二** 資産保管会社は、投資法人の資産を、確実に、かつ、整然と保管する方法として内閣府令で定める方法により、自己の固有財産と分別して保管しなければならない。

**(資産保管会社の責任)**

**2** 資産運用会社が投資法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、その資産運用会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者は会計監査人の資産運用会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、その資産運用会社は、当該投資法人に対し連帶して損害を賠償する責任を負う。

**二 第二百条各号のいずれかに該当することとなつたとき。**

**三 解散したとき。**

**2** 投資法人の資産の運用に係る業務の全部又は一部を行う資産運用会社が欠けることとなるときは、執行役員は、当該全部又は一部の業務を承継すべき資産運用会社を定めて、当該業務の委託をしなければならない。

**3 前項の委託をした場合においては、執行役員は、資産運用会社と締結した委託契約について、遅滞なく、投資主総会の承認を求めなければならない。この場合において、当該承認を受けられないときは、当該契約は将来に向かつてその効力を失う。**

**(資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約)**

**第二百八条** 登録投資法人は、資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければならない。

登録投資法人（登録投資法人が有価証券その他の内閣府令で定める資産以外の資産に係る業務を委託する場合にあつては、第二号に掲げる法人を除く。）でなければならぬ。

**2** 資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する法人（登録投資法人が有価証券その他の内閣府令で定める資産以外の資産に係る業務を委託する場合にあつては、第二号に掲げる法人を除く。）でなければならぬ。

一 信託会社等

**2** 資産保管会社は、投資法人のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

三 前二号に掲げるもののほか、登録投資法人の資産の保管に係る業務の委託先として適當なものをとして内閣府令で定める法人

**(資産保管会社の義務)**

**2** 資産保管会社は、投資法人に対し、善良な管理者の注意をもつてその業務を遂行しなければならない。

**2** 資産運用会社が投資法人のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

三 前二号に掲げるもののほか、登録投資法人の資産の保管に係る業務の委託先として適當なものをとして内閣府令で定める法人

**(資産の分別保管)**

**2** 資産保管会社は、投資法人の資産を、確実に、かつ、整然と保管する方法として内閣府令で定める方法により、自己の固有財産と分別して保管しなければならない。

**(資産保管会社の責任)**

2 資産保管会社が投資法人に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人又は資産運用会社も当該損害を賠償する責任を負うときは、その資産保管会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人及び資産運用会社は、連帶債務者とする。

**第三節 監督**

(業務に関する帳簿書類)

**第二百十一条** 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、その業務(投資法人に係る業務に限る。次項において同じ。)に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 資産保管会社は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(営業報告書の提出)

**第二百十二条** 登録投資法人は、営業期間(当該営業期間が六月より短い期間である場合においては、六月。以下この条において同じ。)ごとに、内閣府令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業期間経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

**第二百十三条** 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、設立中の投資法人の設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員(以下この項において「設立企画人等」という。)に対し、当該設立中の投資法人に係る業務に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該設立中の投資法人の設立企画人等の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該設立中の投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、設立中の投資法人の設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員(以下この項において「設立企画人等」という。)に対し、当該設立中の投資法人に係る業務に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該設立中の投資法人の設立企画人等の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該設立中の投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関する取引する者に対し、当該投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることができる。

4 程度において、投資法人の執行役員若しくは執行役員であつた者又は監督役員若しくは監督役員であつた者(以下この項において「執行役員等」という。)に対し、当該投資法人に係る業務に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資法人の執行役員等の事務所に立ち入り、当該投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることができる。

5 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者に対し、当該投資法人に係る業務に關し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

6 第二十二条第二項及び第三項の規定は、第一項から第四項までの規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令)

**第二百四十四条** 内閣総理大臣は、設立中の投資法人の設立企画人、設立時執行役員若しくは設立企画人、設立時監督役員若しくは投資法人又は当該投資法人の設立企画人等の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該設立中の投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 資産保管会社若しくは一般事務受託者の業務(投資法人に係る業務に限る。以下この項において同じ。)の状況に照らして、投資法人の業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資主に必要な限度において、業務の方法の変更、資産運用会社の変更その他業務の運営に必要な措置をとるべきことを命ずることとする。

3 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資法人の資産保管会社若しくは一般事務受託者又はこれらの者であつた者(以下この項及び第五項において「資産保管会社等」という。)に対し、当該投資法人に係る業

務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資法人の資産保管会社等の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該投資法人に係る業務若しくは帳簿書類を作成し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 資産保管会社若しくは一般事務受託者又はこれらの者であつた者(以下この項及び第五項において「資産保管会社等」という。)に対し、当該投資法人に係る業

務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資法人の資産保管会社等の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該投資法人に係る業務若しくは帳簿書類を作成し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、登録投資法人の純資産の額が最低純資産額を下回ったときは、当該登録投資法人に對して、一定の期間内にその純資産の額が当該最低純資産額以上に回復しない場合に登録を取り消す旨の通告を發しなければならない。

3 前項の期間は、三月を下回ることができない。

(登録の取消し)

**第二百六十六条** 内閣総理大臣は、登録投資法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第一百八十七条の登録を取り消すことができる。

一 第百九十条第一項第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 内閣総理大臣は、前条第二項の通告を発した六号までのいずれかに該当することとなつたとき。

3 前項の期間は、三月を下回ることができない。

(登録の抹消)

**第二百七十七条** 内閣総理大臣は、第一百九十二条第二項の規定により第一百八十七条の登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により第一百八十七条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督处分の公告)

**第二百八十八条** 内閣総理大臣は、第二百十五条第二項の通告を發し、又は第二百十六条の規定による第百八十七条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(投資証券等の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

2 前項の規定による届出には、当該外国投資法人の規約又はこれに相當する書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

**第二百一十二条** 外国投資法人（  
（外国投資法人の変更の届出）

**五百二十一條** 外国投資法人（前条第一項の規定による届出がされたものに限る。次条において同じ。）は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

〔外国投資法人の解散の届出〕

**第二百一十二条** 外国投資法人が破産手続開始の決定その他内閣府令で定める事由により解散したときは、破産管財人若しくは清算人又はこれらの者に相当する義務を負う者は速やかに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。  
外国投資法人は、前項に定まる場合を除くま  
い。

の旨を内閣総

（外国投資証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令）

**第二百一十三条** 裁判所は、外国投資証券の募集の取扱い等につき当該外国投資証券を発行する外国投資法人の資産の運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があると認めるときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

2 第二十六条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による裁判について準用する。

3 金融商品取引法第二百八十七条及び第二百九十五条の規定は、第一項の規定による申立てについて準用する。

金匱要略

第一百一十三条の二 内閣総理大臣は、この法律

更することができる。

要な最小限度のものでなければならぬ  
(金融商品取引法等の適用に関する特例)

**第二百二十三条の三** 金融商品取引業者又は金融商品取引業者となるうとする者が、業として不

きでがとこいなし認承り、限にきと  
有しないと認められるときを含む。)に限り、承認しないことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、その者が当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者であるかどうかにつき、当該業務の内容及び方法を勘案して関係があると認められる国土交通大臣その他の政令で定める行政機関の長の意見を聴くものとする

投資信託委託会社が、業として有価証券又はデリバティップ取引に係る権利以外の資産に対する投資として委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行う場合（前項の規定により読み替えられた金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行つては、業として当該特定投資運用行為を行うことにつき同法第三十五条第四項の承認を受けた場合に限る。）における同法の規定の適用については、当該指図は、同法第二条第八項第十四号に掲げる行為に該当するものとみなす。

資産運用会社が、業として有価証券又はデリバティップ取引に係る権利以外の資産に対する投資として登録投資法人の資産の運用を行う場合（第一項の規定により読み替えられた金融商品

取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行う場合にあつては、業として当該特定投資運用行為を行うことにつき同法第三十五条第四項の承認を受けた場合に限り(。)における同法の規定の適用については、当該運用は、同法第二条第八項第十二号に掲げる行為(同号イに掲げる契約に基づいて行うものに限る。)に該当するものとみなす。

信託会社等は、委託者非指図型投資信託による業務を行う範囲において、金融商品取引法第六十七条の二第一項及び第二項、第六十八条第一項及び第二項、第七十八条第一項、第七十九条の七第一項並びに第七十九条の十一の規定の適用については、金融商品取引業者とみなす。

信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)が委託者非

指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合における同法の規定の適用については、同法第二十四条の二中「信託会社」とあるのは「信託会社」と、「準用する」とあるのは「同法第四十二条の二(禁止行為)、第四十三条の六(暗号等資産関連業務に関する特則)及び第四十四条の三第一項(親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)」の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は信託会社が行う投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行なう業務について、それぞれ準用する」と、  
「これらの規定中」とあるのは「これらの規定(金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を除く。)中」と、「同法第三十四条の規定」とあるのは「同法第三十四条及び第四十三条の六第一項の規定」と、「同法第五項中」とあるのは「同法第五項及び同法第四十二条の二第六号中」と、「信託会社の責めに帰すべき事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と、同法第四十四条の三第一項第二号中「第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第四十七条第一項に規定する委託者非指図型投資信託契約」と、同項第三号中「投資助言業務に關して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業」とあるのは「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。

一項」と、「同条第五項中」とあるのは「同条第五項及び同法第四十二条の「第六号中」と、「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」と、同法第四十四条の三第二項第三号中「投資助言業務に関する法律の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要的な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業」とあるのは「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。

前各項に掲げるもののほか、この条の規定により金融商品取引法、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（財務大臣への資料提出等）

**第二百二十四条** 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する投資信託（外国投資信託を含む。次項において同じ。）又は投資法人（外国投資法人を含む。次項において同じ。）に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する投資信託又は投資法人に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、投資信託委託会社、受託会社、資産運用会社、資産保管会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。（協議等）

**第二百二十四条の二** この法律の規定又は第二百四十三条の三の規定により読み替えて適用する金融商品取引法、信託業法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定により、不動産その他の政令で定める特定資産に関する内閣総理大臣が内閣府令（政令で定めるものに限る。）を定め、若しくは内閣総理大臣が命令その他の処分（政令で定めるものに限る。）を行ふ場合又は内閣総理大臣に対し届出（政令で定めるものに限る。）若しくは登録の申請があ

前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。  
**(委員会の命令に対する審査請求)**

**第二百五十五条の二** 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。  
**(実施規定)**

**第二百五十六条** この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

**第二百五十七条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

**第五編 罰則**

**第二百五十八条** 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該投資法人に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 投資法人の設立企画人
- 二 投資法人の設立時執行役員又は設立時監督役員
- 三 投資法人の執行役員又は監督役員
- 四 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された投資法人の執行役員又は監督役員の職務を代行する者
- 五 第百八条第二項の規定により選任された投資法人の一時役員の職務を行うべき者
- 六 一般事務受託者
- 七 投資法人の検査役



及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれら  
の罪を犯した者にも適用する。

2

**第二百三十八条** 第二百二十八条第一項若しくは  
第二項、第二百三十三条第二項、第二百三十四条第二  
項及び前条第二項から第四項までの罪は、刑法  
十九條から第二百三十二条まで、第二百三十三  
条第一項又は第二百三十六条第一項に規定する  
者が法人であるときは、これらの規定並びに第  
二百二十八条第三項及び第二百二十八条の第二  
項の規定は、その行為をした取締役、執行役  
その他業務を執行する役員又は支配人に対して  
それぞれ適用する。

**第二百三十九条** 次の各号のいずれかに該当する  
場合には、当該違反行為をした者は、三年以下  
の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又  
はこれを併科する。

**第二百四十二条** 次の各号のいずれかに該当する  
場合には、当該違反行為をした者は、一年以下  
の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又  
はこれを併科する。

**第二百四十四条第一項** 第五百四条第一項又は第  
五十九条において準用する場合を含む。)の規  
定による運用報告書若しくは第十四条第四  
項(第五十四条第一項又は第五十九条におい  
て準用する場合を含む。)の規定による書面  
を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告  
書若しくは書面を交付したとき。

**第二百四十五条第一項** 第五百四条第一項又は第  
五十九条第一項又は第二百一十三条第一項若  
しくは第二項の規定による帳簿書類の作成若  
しくはこれを併科する。

**第二百四十六条第一項** 第五百四条第一項又は第  
五十九条において準用する場合を含む。)の規  
定による運用報告書若しくは第十四条第四  
項(第五十四条第一項又は第五十九条におい  
て準用する場合を含む。)の規定による書面  
を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告  
書若しくは書面を交付したとき。

**第二百四十七条第一項** 第四十八条の規定に  
違反したとき。

**第二百四十八条第一項** 第一百九十六条第一項の規  
定に違反して、募  
集等に係る事務を行つたとき。

**第二百四十九条第一項** 次に掲げる違反があつた場合にお  
いては、その違反行為をした投資法人の設立企  
画人(設立企画人が法人である場合にあつて  
は、その代表者、代理人、使用人その他の従業  
者)又は第二百二十八条第一項第三号から第五  
号まで若しくは第二項第一号から第四号までに  
掲げる者は、三年以下の懲役若しくは三百万円  
以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第二百五十一条第一項** 前条第二号の場合において、犯  
人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益  
は、没収する。その全部又は一部を没収するこ  
とができるときは、その価額を追徴する。

**第二百五十二条第一項** 第百九十七条において準用する金融商品取  
引法第三十九条第一項の規定に違反したとき。

**第二百五十三条第一項** 次に掲げる違反があつた場合に  
おいては、その違反行為をした投資法人の設立

企画人(設立企画人が法人である場合にあつてこれ  
は、その代表者、代理人、使用人その他の従業  
者)、第二百二十八条第一項第三号から第五号  
まで若しくは第二項第一号から第四号までに掲  
げる者は又は資産保管会社の代表者、代理人、使  
用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しく  
は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科  
する。

**第二百五十四条第一項** 第二百九条の二の規定に違反  
して保管をしないとき。

**第二百五十五条第一項** 第二百五十四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百五十六条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百五十七条第一項** 第二百五十四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百五十八条第一項** 第二百五十四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百五十九条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百六十条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百六十二条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百六十三条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百六十四条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百六十五条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百六十六条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百六十七条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百六十八条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百六十九条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百七十条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百七十二条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百七十三条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百七十四条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百七十五条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百七十六条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百七十七条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百七十八条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百七十九条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百八十条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百八十二条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百八十三条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百八十四条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百八十五条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百八十六条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百八十七条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百八十八条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百八十九条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百九十条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百九十二条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百九十三条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百九十四条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百九十五条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百九十六条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百九十七条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百九十八条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百九十九条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百三十条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百三十一条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百三十二条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

**第二百三十三条第一項** 第五百四条第一項の規定による命令に違  
反したとき。

び投資法人に関する法律第二百四十四条第一  
項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条  
の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項  
及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条  
第二項中「混和財産(第二百条の二)の規定に係  
る不法財産が混和したものに限る。」とあるの  
は「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項  
中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の  
二」とあるのは「投資信託及び投資法人に関す  
る法律第二百四十四条第一項」と読み替えるも  
のとする。

第三 第五条第一項(第五十四条第一項又は第五  
項)において準用する場合を含む。)の規  
定による書面を交付せず、又は虚偽の記載を  
した書面を交付したとき。

四 第十三条第一項(第五十四条第一項におい  
て准用する場合を含む。)又は第二百三条第  
一項若しくは第二項の規定による書面を交付  
せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した  
とき。

五 第二十四条第三項の規定による公告をしな  
かつたとき。

六 第五百八条第二項、第二百二十条第二項又  
は第二百二十二条第二項の規定による添付書  
類に虚偽の記載をして添付したとき。

七 第六十九条第一項の規定による届出をせ  
ず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第二  
項若しくは第三項の規定により同条第一項の  
届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に  
虚偽の記載若しくは記録をして提出したと  
き。

八 第八十八条第一条の規定による登録申請  
書又は同条第二項の規定による添付書類に虚  
偽の記載をして提出したとき。

九 第二百十二条の規定による営業報告書を提  
出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして  
提出したとき。

十 第二百十五条第一項の規定による臨時報告  
書に虚偽の記載をして提出したとき。

十一 第二百十五条第二項(第五十九条におい  
ての記載)の規定による受益証券又は虚偽の記  
載をして提出したとき。

十二 第二十五条第二項(第五十九条におい  
ての記載)の規定による受益証券を発行したと  
き。

十三 第九十九条第一項、第一百九十二条第一  
項、第二百二十条第一項、第二百二十一  
条第一項又は第二百二十二条第二項の規定に  
よる届出をせず、又は虚偽の届出をしたと  
き。

十四 第六条第六項又は第五十条第二項に規定す  
る事項を記載しない受益証券又は虚偽の記載  
をして受益証券を発行したとき。

十五 第二十五条第二項(第五十九条におい  
ての記載)の規定による営業報告書を提  
出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして  
提出したとき。

十六 第一百八十六条第二項に規定する電  
子公調査に關し法務省令で定めるものを記  
載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の  
記載若しくは記録をして又は同項の規定に違  
反して調査記録簿等を保存しなかつたとき。

十七 第九十九条において準用する金融商品取  
引法第三十七条の三第一項(第二号及び第六  
号を除く。)若しくは第三十七条の四第一項

の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。又は第百九十七条において準用する同法第三十七条の三第二項若しくは第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

**第二百四十八条** 法人（投資法人を除く。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百三十九条第二号若しくは第三号、第二百四十条又は第二百四十二条三億円以下の罰金刑

二 第二百四十二条 二億円以下の罰金刑

三 第二百四十二条第二号又は第二百四十五条第一号から第三号まで又は前二条 各本条の罰金刑

四 第二百三十九条（第二号及び第三号を除く。）、第二百四十三条第一号、第二百四十五条第一号から第三号まで又は前二条 各本条の罰金刑

五 第二百四十九条 投資信託委託会社若しくは投資信託会社であつた者、信託会社等、受益権原簿管理人、外国投資信託の受益証券の発行者、投資法人の設立企画人、設立時執行役員、設立時監督役員、執行役員、監督役員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算執行人、清算監督人、清算執行人代理、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人の職務を行なうべき者、第二百二十九条第一項第三号に規定する会社監督人の職務を代行する者、第二百二十八条第一項第五号に規定する一時役員の職務を行なうべき者、検査役、監督委員、調査委員、投資法人債管理者、事務を承継する投資法人債管理者、投資法人債管理補助者、事務を承継する投資法人債管理補助者、代表投資法人債権者若しくは決議執行者、一般事務受託者、資産運用会社又は資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する場合に

は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律又はこの法律において準用する会社の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 この法律又はこの法律において準用する会社法若しくは信託法の規定による公告、公示又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

三 この法律又はこの法律において準用する会社法若しくは信託法の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を不正の公告、公示若しくは通知をしたとき。

四 この法律又はこの法律において準用する会社法若しくは信託法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは贈写又は書類の贈本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供する会社法の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

六 この法律又はこの法律において準用する会社法に規定する事項について、官庁、投資主、総会、創立総会、投資法人債権者集会又は債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事實を隠蔽したとき。

七 受益権原簿、投資法人債原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、資産運用報告、金銭の分配に係る計算書、第二百二十九条第二項の附属明細書、会計監査報告、決算報告又は第一百四十九条第一項、第一百四十九条の六第一項、第一百四十九条の十第一項、第一百四十九条の十一第一項若しくは第二百四十九条の十六第一項、第八十一条の二第二項において準用する会社法第一百八十二条の二第一項（第二号を除く。）若しくは第二百八十二条の六第一項若しくは第二百三十九条の七における内閣理大臣の命令に違反して、投資主総会を招集しなかつたとき。

八 第十一条（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条の規定に違反したとき。

九 第二十五条第二項（第五十九条において準用する場合を含む。）又は第二百八十六条の二第四項において準用する会社法第九百四十二条の規定に違反して、同条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

十 第四十七条第二項の規定に違反したとき。

十一 第五十三条の規定に違反して、分別して運用をしないとき。

十二 正當な理由がないのに、投資主又は設立時投資主の求めた事項について説明をしなかつたとき。

十三 第八十一条第一項の規定に違反して投資口を取得したとき、第八十条第二項の規定に違反して投資口の処分若しくは消却をすることを怠つたとき、第八十一条第三項の規定に違反して投資口の処分をすることを怠つたとき、又は第八十条第四項の規定に違反して投資口の処分若しくは消却をしたとき。

十四 投資口、新投資口予約権又は投資法人債の発行の日前に投資証券等を発行したとき。

十五 第八十五条第一項若しくは第八十八条の二第一項の規定又は第二百三十九条の七において準用する会社法第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく投資証券等を発行しなかつたとき。

十六 投資証券等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十七 第八十六条第四項の規定に違反して、同一項目に規定する定めを廃止しなかつたとき。

十八 第九十四条第一項において準用する会社法第三百三十二条の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を投資主総会の目的としなかつたとき。

十九 第九十四条第一項において読み替えて準用する会社法第三百七条第一項第一号の規定又は第二百十条第二項において読み替えて準用する同法第三百五十九条第一項第一号の規定による内閣理大臣の命令に違反して、投資主総会を招集しなかつたとき。

二十 承行役員、監督役員又は会計監査人が、この法律又は規約で定めたその員数を欠くこと

八 第十一条（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条の規定に違反したとき。

二十一 第百十五条の六第四項の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十二 第百十七条、第二百九十八条第一項、第二百七条第二項若しくは第三項又は第二百八十二条の規定に違反したとき。

二十三 第百三十五条第五項又は第二百六十条第三項の規定に違反して、投資主に対する通知に際し、計算書類、資産運用報告若しくは金銭の分配に係る計算書若しくは会計監査報告又は決算報告を提供しなかつたとき。

二十四 第百三十九条の二若しくは第二百三十九条の八の規定に違反して、投資法人債を発行し、又は第二百三十九条の九第八項の規定若しくは第二百三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七の規定において準用する同法第七百十四条第一項の規定に違反して、事務を承継する投資法人債管理者若しくは投資法人債管理補助者を定めなかつたとき。

二十五 第百三十九条の二若しくは第二百三十九条の八の規定に違反して、最低純資産額の減少又は合併をしたとき。

二十六 第百四十二条第二項若しくは第五項又は第二百四十九条の四第二項若しくは第五項（これらの規定を第二百四十九条の九又は第二百四十九条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、最低純資産額の減少又は合併をしたとき。

二十七 第百五十三条の三第二項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをする 것을怠つたとき、又は第二百六十四条第三項において準用する同法第三百七条第一項第一号の規定に違反して特別清算開始の申立てをする 것을怠つたとき。

二十八 清算の結了を遅延させる目的で、第二百五十七条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十九 第百五十七条第三項において準用する会社法五百条第一項の規定又は第二百六十四条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

となつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。

二十一 第百十五条の六第四項の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十二 第百六十六条の二第四項の規定に違反して、役員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十三 第百三十五条第五項又は第二百六十条第三項の規定に違反して、投資主に対する通知に際し、計算書類、資産運用報告若しくは金銭の分配に係る計算書若しくは会計監査報告又は決算報告を提供しなかつたとき。

二十四 第百三十九条の二若しくは第二百三十九条の八の規定に違反して、投資法人債を発行し、又は第二百三十九条の九第八項の規定若しくは第二百三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七の規定において準用する同法第七百十四条第一項の規定に違反して、事務を承継する投資法人債管理者若しくは投資法人債管理補助者を定めなかつたとき。

二十五 第百三十九条の二若しくは第二百三十九条の八の規定に違反して、最低純資産額の減少又は合併をしたとき。

二十六 第百四十二条第二項若しくは第五項又は第二百四十九条の四第二項若しくは第五項（これらの規定を第二百四十九条の九又は第二百四十九条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、最低純資産額の減少又は合併をしたとき。

二十七 第百五十三条の三第二項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをする 것을怠つたとき、又は第二百六十四条第三項において準用する同法第三百七条第一項第一号の規定に違反して特別清算開始の申立てをする 것을怠つたとき。

二十八 清算の結了を遅延させる目的で、第二百五十七条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十九 第百五十七条第三項において準用する会社法五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。





に第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第一百三十六条、第一百四十三条、第一百四十七条、第一百五十八条、第一百六十四条、第一百八十七条（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）及び第一百八十八条から第一百九十条までの規定 平成十年七月一日（証券投資信託法の一部改正に伴う経過措置）

第七条の規定による改正前の証券投資信託法（以下「旧投信法」という。）第二条の規定により旧投信法第二条第一項に規定する証券投資信託とみなされた信託であつてこの法律の施行の際現に存するものは、第七条の二の規定による改正後の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（以下「新投信法」という。）

第二条第一項に規定する証券投資信託とみなす。

2 新投信法第五条第六項第七号及び第八号の規定は、施行日以後に発行される同条第一項に規定する証券投資信託の受益証券について適用し、施行日前に発行された旧投信法第五条第一項に規定する証券投資信託の受益証券については、なお従前の例による。

施行日前に発行された旧投信法第五条第一項に規定する受益証券に係る旧投信法第二条第一項に規定する証券投資信託につき、施行日以後にその委託者が運用の指図に係る権限の全部又は一部を新投信法第二条第一項に規定する政令で定める者に対し委託しようとするときは、当該委託者がその運用の指図に係る権限の委託をする者の商号又は名称及び所在の場所並びに当該委託に係る費用を当該委託者における公告の方法により公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該証券投資信託に係る知り得ている受益者に交付しなければならない。

3 新投信法第三十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第八十六条** この法律の施行の際現に旧投信法第六条第一項の免許を受けている者は、施行日にいて新投信法第六条の認可を受けたものとみなす。この場合において、新投信法第十一条第二項の規定は、適用しない。

**第八十七条** 新投信法第九条第二項（第四号の規定については、旧投信法第二十二条第一項

又は第二十三条第一項第一号への規定により旧投信法第六条第一項の免許を取り消された旧投信法第二条第一項に規定する委託会社は、その処分を受けた日において、新投信法第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号又は第四十二条第二項第六号本の規定の適用については、旧投信法第二十二条第一項又は第二十三条第一項第一号への規定により旧投信法第六条第一項の免許を取り消された旧投信法第二条第四項に規定する委託会社は、その処分を受けた日において、新投信法第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号本又は第四十三条第一項、第四十二条第一項第一号又は第四十三条第一項の規定により新投信法第六条の認可を取り消された者とみなす。

3 新投信法第九条第二項第六号ルの規定の適用については、旧投信法第二十三条第一項第二号の規定により解任を命ぜられた旧投信法第二条第四項に規定する委託会社の取締役は、その処分を受けた日において、新投信法第四十二条第一項第一号ニ又は同項第二号の規定により解任を命ぜられた証券投資信託委託業者の取締役とみなす。

**第八十八条** 新投信法第十一条第二項の規定は、この法律の施行の際現に同条第一項に規定する標識又はこれに類似する標識を掲示している者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

**第八十九条** この法律の施行の際現に締結されている信託契約に係る信託約款及び施行日前に旧投信法第十二条第一項の承認を受けた信託約款で施行日において当該信託約款に係る信託契約が締結されていないもの（以下「特定信託約款」という。）については、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、旧投信法第十一条第二項及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは、「金融再生委員会」と、「委託会社」とあるのは「証券投資信託委託業者」とする。

2 特定信託約款及び特定信託約款に係る証券投資信託で前項の規定によりなおその効力を有するものについては、新投信法第十四条第二項の規定の適用について、新投信法第二十六条、第二十九条から第三十二条まで及び第三十四条の規定は、適用する。

2 前項の規定の適用については、同条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、「委託会社」とあるのは「証券投資信託委託業者」とする。

の変更しようとする事項及びその変更しようとする理由」と、同条第三項中「信託約款」とあるのは「その変更しようとする事項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第九十条** 特定信託約款に係る信託契約について、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、旧投信法第十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、「委託会社」とあるのは「証券投資信託委託業者」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものについては、旧投信法第十五条第三項の規定の適用については、旧投信法第十三条第一項、第二項、第四十二条第一項第一号ニ又は同項第二号の規定により解任を命ぜられた者とみなす。

**第九十一条** 特定信託約款及び特定信託約款に係る証券投資信託で前二条の規定の適用によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の証券投資信託法第十一条第二項」と、同条第四項中「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、「信託約款」とあるのは「その解約しようとする理由」と、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、「第三項」とあるのは「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第九十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の証券投資信託法第十一条第二項」と、同条第四項中「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、「信託約款」とあるのは「その解約しようとする理由」とあるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第九十二条** 新投信法第三十三条の規定は、信託財産の施行日以後に到来する同条に規定する計算期間の末日又は期日に係る運用報告書について適用し、信託財産の施行日前に到来した旧投信法第二十条の二第二項に規定する計算期間の末日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

**第九十三条** 新投信法第二十八条の規定は、この規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（附則第九十九条及び第一百条において「新投資顧問業法」という。）附則第三条第一項の規定により投資顧問業を営んでいる旧投信法に基づき大蔵大臣の免許を受けた者を含む。)は、施行日において新投信法第十八条第二項の届出をしたものとみなす。

**第九十四条** 新投信法第三十三条の規定は、信託財産の施行日以後に到来する同条に規定する計算期間の末日又は期日に係る運用報告書について適用し、信託財産の施行日前に到来した旧投信法第二十条の二第二項に規定する計算期間の末日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

**第九十五条** 新投信法第三十七条第一項の規定は、施行日以後に終了する営業年度に係る同項の営業報告書について適用し、施行日前に終了した営業年度に係る旧投信法第十八条の三に規定する営業報告書については、なお従前の例による。

**第九十六条** 証券投資信託委託業者が旧投信法第六条第一項の免許を受けた者である場合における新投信法第四十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第六条の認可当時、第九条第二項第一号から第三号まで、第四号（二）の法律又は有価証券に係る投資顧問業の規制等の法律又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分による。」又は第五号」とあるのは、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律第七条の規定による改正前の証券投資信託法第六条第一項の免許当時同法第七条第二項第一号から第三号まで」とする。

2 前項の場合における新投信法第四十二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「取締役若しくは監査役が第六条の認可当時同号イからホまで、トからヌまで若しくはヲ」とあるのは、「取締役が金融システム改革のための関





約を締結しない」とあるのは「投資信託契約を締結しない」と、「その認可」とあるのは「資産流動化法等改正法附則第九条の規定により受けたものとみなされた第六条の認可」と、同条第二項中「この法律の規定による認可（第六条の認可を除く。）」と規定による認可（第六条の認可を除く。）とする。

**第十八条** この法律の施行の際現に存する旧投信法第五十条第一項に規定する証券投資信託協会は、新投信法第五十条第一項に規定する投資信託協会になるものとする。

**第十九条** 新投信法第五十一条第一項の規定は、この法律の施行の際現にその名称中に投資信託協会であることを示す文字を用いている者については、施行日から起算して六月を経過するまでの間は、適用しない。

**第二十条** 新投信法第五十八条の規定は、新投信法第二条第二十八項に規定する外国投資信託の新投信法第五十条第一項に規定する投資信託協会を脱退した者については、この限りでない。

**第二十一条** 新投信法第五十八条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に投資法人であることを示す文字を用いている者については、施行日から起算して六月を経過するまでの間は、適用しない。

**第二十二条** 新投信法第六十七条第一項第八号及び第十六条の規定は、施行日以後に作成される同項に規定する規約について適用し、施行日前に作成された旧投信法第六十七条第一項に規定する規約については、施行日から起算して六月を経過するまでの間は、適用しない。

**第二十三条** この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧投信法第百七十六条规定する者は、当該規約に借入金及び投資法人債発行の限度額を記載しなければならない。

**第二十四条** この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧投信法第百七十六条规定する証券投資法人登記簿は、新投信法第百七十六条规定する投資法人登記簿になるものとする。

**第二十五条** 前条の規定により新投信法第百八十八十七条の登録を受けている者は、施行日において新投信法第百八十七条の登録を受けたものとみなす。この場合において、新投信法第百八十九条第二項の規定は、適用しない。

**第二十六条** 新投信法第二百二十条の規定は、同条に規定する外国投資証券のうち旧投信法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券の募集の取扱い等が行われる場合を除き、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

定による改正後の宅地建物取引業法（以下「この条例において「新宅地建物取引業法」という。）の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資本流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則（平成二二年一月二七日法律第一二六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成一三年六月二九日法律第八〇号）**

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十条から第十二条までの規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十七条の規定

定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

**（処分等の効力）**

**第十四条** この法律の各改正規定の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

**（罰則に関する経過措置）**

**第十五条** この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行

（その他の経過措置の政令への委任）  
（罰則に係る経過措置を含む。）は、政令で定める。  
（施行期日）  
（二二九号）抄  
（施行期日）  
（この法律は、平成十四年四月一日から施行する。）  
（罰則の適用に関する経過措置）  
（この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）  
（附 则）（平成一三年一月五日法律第三八号）抄  
（施行期日）  
（この法律は、公布の日から起算して二〇〇〇年三月一日を経過した日から施行する。）  
（附 则）（平成一三年一月一二日法律第一五〇号）抄  
（この法律は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。）  
（附 则）（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄  
（施行期日）  
（この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）  
（附 则）（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄  
（施行期日）  
（この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）  
（附 则）（平成一四年六月一二日法律第六二号）抄  
（施行期日）  
（この法律は、第七十八条まで及び第八十二条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）



## (公生等の廃止に関する経過措置)

## 第二条

この法律の施行前に、第一条の規定による改正前の商法（以下この条において「旧商法」という。）第一百四条第一項、第一百三十六第一項、第一百四十一条、第一百四十二条、第二百五十二条、第二百八十九条第一項、第三百六十三条第一項、第三百七十二条第一項、第三百七十四条第一項、二十二第一項、第三百七十七条第一項、第三百八十条第一項、第四百五十五条第一項若しくは第四百二十八条第一項（これらの規定を旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。）の訴えの提起があつた場合、第六条の規定による改正前の農業協同組合法第七十三条の十四第一項の訴えの提起があつた場合、第七条の規定による改正前の証券取引法第一百一条の十五第一項の訴えの提起があつた場合、第十三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（次項において「旧投信法」という。）第九十四条第一項の訴えの提起があつた場合、第十五条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律第一百条の十六第一項の訴えの提起があつた場合、第十八条の規定による改正前の金融先物取引法第三十四条の十八第一項の訴えの提起があつた場合、第十九条の規定による改正前の保険業法第八十四条第一項の訴えの提起があつた場合又は第二十三条の規定による改正前の中間法人法第二十二条第一項、第三十八条第二項若しくは第三項、第七十九条第一項、第九十五条第一項若しくは第一百二十五条第一項の訴えの提起があつた場合における公告については、なお從前の例による。

この法律の施行前に、旧商法第三百九条第一項（旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。）の弁済がされた場合、第三条の規定による改正前の有限会社法第六十四条第一項若しくは第六十七条第一項の決議をした場合、第五条の規定による改正前の担保附社債信託法第八十二条第一項の規定により受託会社が担保権を実行した場合、旧投信法第一百三十九条の五第一項の弁済がされた場合、第二十条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第一百五十五条の規定による改正前の新事業創出促進法第十条の十第一項若しくは第七項の決議をした場合又は第二十四条の規定による改正前の特定目的社会による特定資産の流動化に関する法律等の一部

を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一百一条第三項に規定する場合における公告及び通知については、なお従前の例による。

三条まで、第四十七條、第五十条及び第五十一條の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第一百九条の規定、附則第一百十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第一百二十六条の改正規定、附則第一百二十条から第百二十二条までの規定、附則第一百二十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第一百二十五条の規定並びに附則第一百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百五条第四項及び第二百十四条の表第三十三条の項を削る改正規定、同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第一百十五条、第一百十八条、第二百二十一條及び第二百二十三条の改正規定、第二百二十八条の改正規定（同条を第二百九十九条とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第二百五十八条、第二百二十九条とする部分を除く。）、同法第六章の次に四項、第二百五十二条第一項（同項において準用する第二百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項において準用する第二百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百六十二条第一項（同項において準用する第二百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百六十二条第一項（第二百五十九条第一項（同項において準用する第二百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）並びに第二百六十九条に係る部分に限る。）並びに附則第十九条の表の改正規定（「第二百十一条第一項」を「第二百十一條」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三条の改正規定（同法第二条第二項）を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改める部分に限る。）、第二条の規定、第三条の規定（「第二百十一条第一項」を「第二百十一條」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三条の改正規定（同法第二条第二項）を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改める部

一項に規定する投資主名簿をいう。）の記載又是記録の変更を行わないことができる。







項若しくは第七項、を「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。」同条第十八項、第二十五項、第二十九項及び第三十二項の改正規定、同条第三十六項の改正規定(「第四十一項」を「第四十二項」に改める部分を除く)、第五十五条第五項及び第六十二条第一項の改正規定、第二章第一節正規定(「第四十一項」を「第四十二項」に改める部分を除く)、第五十五条第五項及び第六十二条第一項の改正規定、第二章第一節第三款第四目を削り、同款第五目を同款第四目とする改正規定、第七十七条の七及び第七十二条の改正規定、第七十二条の二の改正規定(同条第一項第一号ロの改正規定(「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る)及び同条第九項第四号の改正規定を除く)、第七十二条の二を第七十二条の二の三とし、第七十二条の二の次に一正規定、第七十二条の二十三の見出しの改正規定、同条第七項を削る改正規定、第七十二条の二十九第一項及び第二項、第七十二条の三十第二項、第七十二条の三十一第二項、第七十二条の三十三第三項、第七十二条の三十三の二、第七十二条の二十四、第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の八まで、第七十二条の三十八第一項、第七十二条の三十九、第七十二条の四十第一項、第七十二条の四十一、第七十二条の四十八、第七十二条の四十九の三第一項、第七十二条の四十九の八第一項、第七十二条の五十第一項、第二章第二節第五款の款名、第七十二条の七十一、第七十二条の七十二、第七十二条の七十八第一項並びに第七十二条の八十の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十三条の七第四号及び第五号、第二百九十二条第一項第四号及び第二百九十四条の二を第二百九十四条の二

附則（平成十九年三月三十日法律第二号）抄

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一から六まで 略  
七 次に掲げる規定 信託法（平成十八年法律

リ 第十条中国税徵收法第三十四条の改正規定（「この条」を「この項」に改める部分）

(罰則に関する経過措置)及び同条に一項を加える部分に限る。)及び同法第三十九条に二項を加える改正規定並びに附則第五十四条及び第一百四十四条の規定

**第一百五十七条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

**附 則 (平成二〇年六月一三日法律第六五号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中金融商品取引法第三十一条の四の改正規定、同法第三十六条に四項を加える改正規定、同法第五十条の二第四項の改正規定(又は第三項)を、「第三項又は第四項」に改める部分に限る)、同法第五十六条の二、第五十九条の六及び第六十条の十三の改正規定、同法第六十五条の五第二項及び第四項の改正規定(第三十六条を、「第三十六条第一項」に改める部分に限る)、同法第一百九十条第一項の改正規定(第四項まで)に改める部分に限る)、同法第二百五十五条の一、第二百七十七条第一項第二百九十四条の七第二項第一号の改正規定、同法第三項の改正規定(第三項まで)を「第四項まで」に改める部分に限る)、並びに同法第二百八条の二、第二百八十七条第一項第二百八条第四号の改正規定、第二条中投資信託及び投資法人に関する法律第二百九十七条の改正規定、第四条中農業協同組合法第十二条の二の三第三号の改正規定、同法第十二条の五の次に一条を加える改正規定、同法第十一条の十二の次に一条を加える改正規定及び同法第十一条の四十七第一項第二号の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十二条の四項第二号、第十二条の四第二項及び第十三条の八第三号の改正規定、同法第十二条の十三を同法第十一条の十四とし、同法第十二条の次に一条を加える改正規定、同



の第四四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一條の十一中第五項を第六項とし、第四四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四四項の次に一項を加える改正規定、第五十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二第五項を第六項とし、第四四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第二百三十三号）第七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

（いう。）第十四条（新投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第三号施行日以後に到来する新投信法第十四条第一項に規定する作成期日に係る運用報告書について適用し、第三号施行日前に到来した第九条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」という。）第十四条第一項（旧投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

第十五条 第三号施行日前に旧投信法第十七条第一項（旧投信法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による重大な約款の変更等の手続（旧投信法第十八条（旧投信法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による受益権買取請求の手続を含む。）が開始された場合におけるその重大な約款の変更等の手続については、なお従前の例による。

第十六条 新投信法第一百四十九条の七第二項の規定は、第三号施行日以後に締結される吸収合併契約に係る新投信法第一百四十七条第一項に規定する吸収合併について適用し、第三号施行日前に締結された吸収合併契約に係る旧投信法第一百四十七条第一項に規定する吸収合併については、なお従前の例による。（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

（政令への委任）  
（検討）

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関する法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日) 六六号 平成二五年一月七日法律第一四四号  
附則 (平成二五年一月七日法律第一四四号抄) 拝  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則の適用等に関する経過措置)  
第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四四号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項たゞし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定(公布の日)  
二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定(「第八章 罰則(第一百九十七条—第二百九条)」を「第八章 罰則(第一百九十七条—第二百九条の三)」及び第四十九条の二没収に関する手続等の特例(第二百九条の四—第二百九条の七)／に改める部分に限る)、同法第六十五条の五第二項の改正規定、同法第六十五条の五第二項の改正規定(規定(二)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」)を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る)、同法第二百九条の次に二条を加える改正規定、同法第八章の次に一章を加える改正規定並びに同法第一百十条第一項の改正規定並びに第二条(金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る)、第三条(金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第二条第四項の改正規定(「第三十八条」の下に「第七号を除く。」)を加える部分に限る)及び同法第二条の二の改正規定を除く)、第四条(農業協同組合法第十一条の二の四、第十一条の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。)

第二項の改正規定を除く。）、第六条（水産業等協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。）、第七条（中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項の改正規定を除く。）、第八条（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。）、第九条（投資信託及び投資法人に関する法律第一百九十七条及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。）、第十条（信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。）、第十一条（長期信用銀行法第十七条の二の改正規定を除く。）、第十二条（労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。）、第十三条（銀行法第十三条の四、第五十一条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。）、第十四条（保険業法第三百条の二の改正規定を除く。）、第十五条（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第二十条の改正規定を除く。）、第十六条（農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五の改正規定を除く。）、第十七条（信託業法第二十四条の二の規定並びに附則第十三条（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第二十条の改正規定を除く。）、第十八条（株式会社商工組合中央金庫法第六条第八項及び第二十九条の改正規定を除く。）、第十九条（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第六十三条第二項の改正規定（規定（一）を「規定並びに」に「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）に限る。）及び第十五条（株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第四十三条の二の規定（規定（一）に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）及び同条第四項の改正規定に限る。）の規開規定第二項の改正規定（規定（一）を「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。



を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。)、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に關する法律第五十六条第一項及び附則第四条の改正規定(第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第二項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の改正規定、第五十二条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定)公布の日

第一條中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第六条の規定(同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定(前条)を「第九十条」に改める部分に限る。)並びに同号に掲げる改正規定を除く。)、第七条の規定(第十五条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百三十条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十六条第五項の規定第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の改正規定(第十九条の二)の下に「ある部分を除く。」を削る部分及び「事務所と」の下に「、同法第十二条の二第五項中「當業所(会社にあつては、本店)」とあり、並びに改める部分、「同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。」)を削る部分及び「事務所と」を、「選任された者」との下に「、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所と」を、「選任された者」との下に「、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条第一項の改正規定(昭和五十三年法律第八十号)第五十五条第一項において準用する商業登記法と」「商業登記法において準用する商業登記法」と、「商業登記法と」を加える部分に限る。)及び同法第六十条第六号中「隠へいた」を「隠蔽した」に改める改正規定、第十九条の規定、第二十五条中金融商

品取引法第九十条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）及び同法第一百一条の十一の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二十六条の規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二十七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）第二十八条の規定、第三十二条中の投資信託及び投資法人に関する法律第七百七十七条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定（第二十七条规定まで（第二十四条第十六号を除く。）を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）」に改める部分及び「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。）、第三十五条第四項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九条の改正規定（「第二十七条规定まで（第二十四条第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）」に改める部分及び「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。）、第三十七条第三項の規定、第四十一条中保険業法第六十七条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）及び同法第二百六十六条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第四十二条第十一項の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第五十五条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七百八十三条第一項の改正規定（「第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「及び添付書面の特例」、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例」、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十四号及び第十五号を除く。）に改める部分に限る。）、第五十七条第三項の規定（第六十七条中宗教法人法第六十五条の改正規定（第六条の二中「商業登記法」であるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法」と、十五條において準用する商業登記法」とあるのは「宗教

第六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「同法第四十六条の二中「商業登記法」（「とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第百四十五条」と）を加える部分に限る。」を「第十四号に準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第二十四条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「同法第四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第百四十五条」と）を加える部分に限る。」第八十六条の規定、第九十三条中中小企業等協同組合法第一百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第百四十五条」と「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。」第九十七条、第九十九条及第百六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）第百三十三条第三項の規定、第百十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第三十三条の改正規定（「第十九条の二」の下に「第十九条の三十九条の三、第二十二条から」を加える部分に限る。）並びに第十九条の三、第二十二条から」を加える部分に限る。」第百八条の規定、第百十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定（第十九条の二）の下に「第十九条の二」の下に「第十九条の三十九条の三、第二十二条から」を加える部分に限る。」第百十二条の規定、公布の日から起算して一年三百月を超えない範囲内において政令で定める日

に「号を加える改正規定、同法第百七十七条の削る部分及び「同法第二十四条第一項及び第二項」を若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは、「若しくは」とを削り、「第百七十五条」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第七条において準用する商業登記法(百七十七条において準用する商業登記法)と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(百七十七条において準用する商業登記法(百四十九条第十九号の次に「号を加える改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の人(第四十八条の八)を「第四十八条の十三」に改める部分に限る)、同法第四十六条第一項の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、同法第八十五条の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条の第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、同法第八十一条の四第四項の改正規定並びに同法第六十五条の第二項第一項第十二号の次に「号を加える改正規定、第三十六条规定(前号に掲げる部分を除く)、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く)、第三百一十二条中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九条第一項及び第二号、第三条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百四十四条、第三百一十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除く)、中「号を除く)、中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九条第一項及び第二号、第三百四十五条の三第一項第五号を除く)、中「百二十五条第一項(各号を除く)及び第四項、第十八条第一項(各号を除く)及び第四項、第

第一項及び第二項（印鑑の提出）を削り、  
第一号及び第二号を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に  
「同法第十二条第一項第五号中「会社更生法  
（平成十四年法律五百四十四号）」とあるのは  
「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律  
（一号）に改める部分を除く。」並びに同法第三百  
三十三条第一項第七号の次に「号を加える改  
正規定、第四十三条规定中「金融機関等の更生手続の  
規則、第四十五条中「資産の流動化に関する法律  
特例等に関する法律第六百六十二条第一項後段を削る改  
正規定並びに同法第三百三十五条第一項  
後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、同法第六  
十五条规定の改正規定、同法第八百八十三条规定  
一項の改正規定（第二十一条）を「第十九条  
の三」に、「印鑑の提出」を「第二十一  
条から第二十七号まで〔に改める部分、一、  
同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十  
条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する  
譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削  
る部分及び「準用する会社法第五百七条第三  
項」との下に「同法第八百四十六条の二中  
「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に  
関する法律（平成十年法律第五号）第八百八  
三条第一項において準用する商業登記法」と  
と、「商業登記法第八十五条」とあるのは  
「資産の流動化に関する法律第八百八十三条第一  
項において準用する商業登記法第八十五条  
と」を加える部分を除く。）及び同法第三百十  
六条第一項第十七号の次に「号を加える改  
正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金  
の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に  
関する法律第十五条の三の改正規定（「第三項  
を除く。」）を削る部分に限る。）、第五十二条、  
第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条  
中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第  
二十二条の改正規定（「同法第九百三十七条  
第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるの  
は「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律  
第六十七条第二項各号」と「を削る部分に限  
る。」）同法第三十九条、第五十六条第六項、第  
五十七条及び第六十七条から第六十九条までの  
改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に  
掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の  
改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、

る。)、第九十六条の規定(同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定(前号に掲げる部分に限る。)並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第四十四条の十一(第二項の改正規定を除く。)、第十九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定(「第八項」の下に「、第三百三十八条の六」を加える部分を除く。)、第一百条の規定(同条中小企業団体の組織に関する法律第百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。)、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第六十八条の改正規定(「、第四十八条」を「、第五十二条」に、「並びに第三百三十二条」を「、第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改め、「、第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一项」を削る部分に限る。)、第一百七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに第一百五十六条第二項各号と、同法第五十条第一项」を削る部分に限る。)、第六月一日起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定

(政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第七二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一〇日法律第六二二号) 抄

(施行期日)

改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十三条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第十九条まで及び第四十二条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一四八号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同条第三項規定、同法第四十三条の五の改正規定（交付する書面に記載する事項）を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る）、同法第一百七十九条第二項の改正規定（「審判手続」を「最初の審判手続の」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第一百八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第一百八十三条第三項及び第一百八十二条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百八十三条第二項の改正規定（審判手続開始決定書に記載され）を「審判手続開始決定記録に記録され」に改める部分を除く。）、同法第一百八十四条第三項、第一百八十五条の三第一項、第一百九十八条第二号の四並びに第二百五条第十二号及び第三号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定並びに同法第二百八条第六号の改正規定、第三条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十三条规定及び同法第三十一条第二項の改正規定

されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)、  
同法第五十二条の六十の十七の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)、  
同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定(第十一条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第一項とする改正規定、同法第三百九十五条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」を加える部分を除く)並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第五十六条の二の改正規定(第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条(信託業法第二十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る)を除く)の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十一条から第二十二条までの規定並びに第二十三条(第一項を除く)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条第三十一条及び第五十七条の規定 公布の日から起

算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日  
 (投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第二十三条** 第八条の規定(附則第一条第二号による改正規定に限る)による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律第百三十六条第一項の規定は、第二号施行日以後に開始する営業期間(投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この項において同じ。)に係る利益について適用し、第二号施行日前に開始した営業期間に係る利益については、なお従前の例による。

第八条の規定(附則第一条第四号による改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(次項及び第四項において「第四号新投信法」という。)第十四条の規定は、第四号施行日以後に終了する同条第一項の計算期間に係る同項の投資信託財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項の情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する第八条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(次項において「第四号旧投信法」という。)第十四条第一項の計算期間に係る同項の運用報告書の作成及び交付並びに同条第四項の書面の作成及び交付については、なお従前の例による。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際には第四号旧投信法第十四条第一項第一号に掲げる場合に該当する投資信託財産は、第四号新投信法第十四条第一項第一号に掲げる場合に該当する投資信託財産とみなす。

第四号新投信法第百九十七条において準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に投資証券募集等契約(投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律第一条第十五項に規定する投資証券をいう。)の募集等(同法第一百九十六条第一項に規定する募集等をいう。)を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。)が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に投資証券募集等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第六十七条** この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下

算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日  
 (投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第二十三条** 第八条の規定(附則第一条第二号による改正規定に限る。)による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律第百三十六条第一項の規定は、第二号施行日以後に開始する営業期間(投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この項において同じ。)に係る利益について適用し、第二号施行日前に開始した営業期間に係る利益については、なお従前の例による。

第八条の規定(附則第一条第四号による改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(次項及び第四項において「第四号新投信法」という。)第十四条の規定は、第四号施行日以後に終了する同条第一項の計算期間に係る同項の投資信託財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項の情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する第八条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(次項において「第四号旧投信法」という。)第十四条第一項の計算期間に係る同項の運用報告書の作成及び交付並びに同条第四項の書面の作成及び交付については、なお従前の例による。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際には第四号旧投信法第十四条第一項第一号に掲げる場合に該当する投資信託財産は、第四号新投信法第十四条第一項第一号に掲げる場合に該当する投資信託財産とみなす。

第四号新投信法第百九十七条において準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に投資証券募集等契約(投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律第一条第十五項に規定する投資証券をいう。)の募集等(同法第一百九十六条第一項に規定する募集等をいう。)を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。)が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に投資証券募集等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

**号 号** **附 则 (令和六年五月二二日法律第三二二号) 抄**

この条及び次条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について政令への委任

**第六十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

**号 号** **附 则 (令和五年一月二二九日法律第八〇号) 抄**

この条及び次条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について政令への委任

**第六十九条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

**第六十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

この条及び次条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について政令への委任

**第七十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

一 附則第十八条の規定 公布の日  
 二 第一条中金融商品取引法第一条第八項第十号及び第三十条第一項の改正規定、同法第二百五十三条に一項を加える改正規定、同法第二百五十四条の改正規定並びに同法第二百五十五条の三第一号の改正規定(第三十一条第一項若しくは第三項)を「第三十一条第一項、第三項若しくは第七項」に改める部分に限る。並びに附則第十七条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

**第一条** この法律(附則第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

**第十九条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)